

第六十三回国会 大蔵委員会 議 録 第十八号

(三三三)

昭和四十五年三月三十一日(火曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 毛利 松平君

理事 上村千一郎君

理事 藤井 勝志君

理事 山下 元利君

理事 松尾 正吉君

理事 奥田 敬和君

理事 木村武千代君

理事 地崎宇三郎君

理事 丹羽 久章君

理事 福田 繁芳君

理事 松本 十郎君

理事 吉田 重延君

理事 美濃 政市君

理事 伏木 和雄君

理事 小林 政子君

出席政府委員

總理府特別地域

連絡局参事官

大蔵政務次官

大蔵省主計局次

長

大蔵省理財局長

大蔵省銀行局長

通商産業省重工

業局長

委員外の出席者

外務省アメリカ

局北米第一課長

通商産業省企業

局次長

通商産業省繊維

維持局維持製品

課長

日本開発銀行総

裁

参 考 人
(日本銀行理事) 吉野 俊彦君
大蔵委員会調査 末松 経正君
室長

委員の異動

三月二十八日

辞任

平林 剛君

同月三十日

辞任

三宅 正一君

三月三十日

現物給与中食事に關する免税点引上げに關する

請願(野田卯一君紹介)(第二一五八号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

参考人出席要求に關する件

日本開發銀行法の一部を改正する法律案(内閣

提出第四一號)

造幣局特別會計法の一部を改正する法律案(内

閣提出第四二號)

○毛利委員長 これより會議を開きます。

参考人出席要求に關する件についておはかりい

たします。

造幣局特別會計法の一部を改正する法律案につ

いて、本日、日本銀行理事吉野俊彦君に参考人と

して出席を求め、その意見を聴取いたしたいと存

じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○毛利委員長 造幣局特別會計法の一部を改正す

る法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許しま

す。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 造幣局特別會計法の一部改正に

ついて若干の質問をいたしますが、この特別會計

制度において補助貨幣の回収準備金制度というも

のを設置した理由というものは一体どういうもの

であるか、まずこの点を明らかにいたしたいと思

います。お答えをいただきます。

○岩尾政府委員 補助貨幣の回収準備金は昭和

二十五年に新しく設けられたものだと思っておりますが、これを設けました理由は、特別會計法に

おきまして、補助貨幣の発行による収入金を一般會

計と区分整理をいたしまして、そして特に特別會

計を設置しよう、これによりまして補助貨幣に対

する国民の信託というものを維持していききたいと

いうことが、先生のおっしゃいました目的といえ

ば目的でございます。

○広瀬(秀)委員 そうしますと、いまお答えがあ

りましたように、補助貨幣をいつでも回収できる

体制を特別會計にとつておられることが補助貨

幣に対する信頼、信託というものを裏づけてい

る、担保しているという性格だと思つてゐる。

そうしますと、かつて日本でも貨幣、補助貨幣と

いわず、本位通貨といひますが、そういうものが兌

換性をとつておつた時期があるわけでありますが、

そういうもののいわばなごりのようなもの、国民

の感情といひますが、国民の通貨に対する信頼、

こういうようなものを裏づけるという意味では、

そういうもののいわばなごりというようなものが

国民の感情に定着している、そういうものがある

程度満ちた、こういうように理解してよろしいわ

けですか。

○岩尾政府委員 ただいま申しましたように、回

收準備金制度それ自体は、国民の通貨に対する

信頼を維持していくことが目的でございます。

通貨に対する国民の信頼を維持するのにはい

ろいろなやり方があると思ひますし、沿革的な理

由もあると思ひます。先生のおっしゃいましたよ

うに、金本位の時代には金貨が本位貨幣でござい

まして、その支払いの補助として補助貨幣があつ

たわけでございますから、そういうものによつて

ある程度国民の信託というものがあつたわけでご

ざいます。しかしわが国におきましては、本位制

度を廃止いたしました管理通貨制度に移りまして

後、この回収資金に補助貨幣発行額に見合うよ

うな資金を積み立てていくということによつて、

国民全体の通貨に対する信託を維持していくとい

うことをずっと続けておりますので、この制度に

よつて国民の補助貨幣に対する信託というものは維

持されておると思ひます。他方、外国におきまし

ては、ただいま申しましたような本位貨幣を

やつておりましたころのなごりで、補助貨幣を、

そのまま発行高に見合うものを一般財源に入れる

ということをやつておられるところもございます。こ

れはやはり制度として見た場合には、日本銀行が

日本銀行券を発行し、政府が補助貨幣を発行す

る、いずれも債務でございますから、そういう債

務に見合う資産としてこの回収資金を持つておる

ということのほうが理論的には親切ではないか。

むしろ、沿革的な理由もございますが、理論的に

見ましてもこういう制度を持つておるほうが通貨

の信託を維持する上にはいいのではないかと、こ

うふうに思ひます。

○広瀬(秀)委員 若干数字をお伺ひしたいんです

が、私どもが知り得た資料によりますと、これは

四十五年三月末でございますか、四十五年度末の数字ですかよくわかりませんが、発行現在高が三千七百四十一億になっておる。回収準備金が三千九百四十億になる。大体百九十九億オーバーをするということになるそうでありますが、この数字はいつのものであるか、これを伺いたいことと、それから、昭和四十五年度において補助貨幣を、百円、五十円、十円、五円、一円という、そういう各種別にどれくらい発行するのか、こういうことについてまず数字を明らかにしてください。

○岩尾政府委員 ただいま申しました三千七百四十一億というのは四十五年度末の補助貨幣発行現在高の見込みでございます。念のために申し上げますと、四十四年度末の見込みは現在三千三百三億という見込みでございます。それからこれに見合います回収資金は、四十五年度末の見込みが三千九百四十億でございます。それから同じように四十四年度末の見込みは三千八百八十九億でございます。

それから補助貨幣の製造計画でございますが、貨種別に申し上げますと、百円貨幣が、金額で申し上げますと三百二十億円でございまして、それから五十円貨幣が百五十億円、十円貨幣が三十五億円、五円貨幣が十三億円、一円貨幣が六億円、合せて五百二十四億円。これに対応いたす四十四年度の数字は、総体で四百五十九億四千万円という計画でございます。

○広瀬(秀)委員 そこで、四十五年度で五百二十四億発行されるわけでありまして、この四十四年度は、きょう終わるわけでありまして、四百五十九億発行されたわけでありまして、この製造原価はどのくらいでございますか。

○岩尾政府委員 日銀券のほうは、先生も御存じのように、予算書におきまして売り払い経費等計上いたしておりますけれども、補助貨幣につきましても、全体の補助貨それぞれ貨種別に、どれくらいの管理費が振り分けられるかというような点が非常に不明でございます。したがって、全体的な素材価値はわかっておりますけれども、全体的な製造経費が幾らになるかということは恣意的な判断になると思ひます。素材価値のほうは、百円の白銅貨が三円七十二銭でございます。それから五十円の白銅貨が三円十銭でございます。それから十円の青銅貨が二円六十八銭、五円の黄銅貨が一円六十二銭でございます。一円のアルミ貨が二十銭でございます。原価のほうはいま申しましたようになかなか割り振りがむずかしいございまして、一応われわれが恣意的に計算したところによりますれば、まあ百円の白銅貨は大体八円というふうにお考えいただいてけっこうではないか、かように考えております。

○岩尾政府委員 いま申しましたように、非常に恣意的な数字でございますから、大体の見当というところでお考えいただいて、百円はいま申し上げましたように八円でございます。五十円は大体七円というふうにお考えしております。それから十円の青銅貨は五円、五円の黄銅貨が三円五十銭、一円は、これは九十九銭というところで、まあ大体一円というふうにお考えしております。

○広瀬(秀)委員 一応貨種別の発行原価というものを、ここで明らかにしておいていただきたいと思います。

○岩尾政府委員 いま申しました総体の経費ははつきりわかっておりまして、そして先生方の御審議をいただいております特別会計の予算書に書いてあるわけでございます。ただ、それをわれわれ百円と五十円に――まあ造幣局長は、どれほど百円貨幣のほうに働いたかという割り振りはなかなかむずかしいので、そういう意味で百円は幾ら、五十円は幾ら、五円は幾らというの、非常に恣意的な判断でございますというところを言っておるのでございます。総体の経費ははつきりいたしております。

○岩尾政府委員 各補助貨幣の発行計画でございますけれども、これは大体私のほうで造幣局とも相談をしながらきめていくわけでございまして、たとえば四十五年にいたしますと、四十五年の国民総生産というのはいくらになるのか、四十五年の国民総生産の成長はどうかというふうになるのか。結局、補助貨幣は個人消費面で一番多く使われるわけでありまして、そういう意味で経済全体がどういうふうになるかというのをまずきめたい。これは政府見通し等によって決定いたします。それに基いて従来の各貨種別の必要量、これは特に季節的に変化がございまして、年末に一番出ていくわけでありまして、そういうのを勘案しながら貨種別にずつと見てまいりまして、そうしてさらに伸び率で見ました上に、最近御承知のように非常に自動販売機等も普及いたしております、そういう伸びがある。それから一円なんかにつきましてはだんだん使われなくなってきた。使われなくなってきたけれども、いわゆる必要部面においてはかつて流通段階から消えていくというふうなことになるので、従来つくつておりましたものをさらに多くこの際つくつていかなければならぬというふうな考え方もあります。そういうものをかれこれ勘案した上で、先ほど申したような計画を設定いたします。これは実効に即して、その段階でもし実際の市中の流通に支障を来たすようであれば発行をしていく。なおいま申しました発行計画は、先ほど言いました十二月の一番ピークのときを頭に描いて計画をつくつておりますから、したがってそのときに日銀の全国の本支店における予備的な、引きかえ、回収の金も若干持つておらなければならぬということになりますので、全体としてはある程度の金を予備的に持つということ、これも頭にに入れておくということ、計画を立てております。

○岩尾政府委員 補助貨幣につきましても、引きかえあるいは回収により増減の状況でございますが、これはあとで資料がございましたらまた詳しくあれいたしますが、四十五年の一月から申し上げますと、一月には流通がむしろ全体としては七十八億ばかり減りまして、それから二月には同じく減りまして、それから三月、四月、五月、六月という状況はずつとふえてまいりまして、十二月には二百六十三億ふえるというところでございまして、いま御質問になりました四十四年中の引きかえの数字だけを申し上げますと、百円貨幣につきましては引きかえ、回収が十二億でございます。それから五十円貨幣につきましては五十六億程度でございます。それから十円貨幣につきましては三億三千万、それから五円は、先ほど申しました、一円が千三百万、合せて七十一億四千万円でございまして、これに対して先ほど申しましたように発行いたしますので、私が申しました発行と引きかえ、回収との差額というものは、四十四年の一月、二月ではむしろ減つてしまつて、だんだん十二

あるわけでございます。ただ、それをわれわれ百円と五十円に――まあ造幣局長は、どれほど百円貨幣のほうに働いたかという割り振りはなかなかむずかしいので、そういう意味で百円は幾ら、五十円は幾ら、五円は幾らというの、非常に恣意的な判断でございますというところを言っておるのでございます。総体の経費ははつきりいたしております。

○岩尾政府委員 補助貨幣につきましても、引きかえあるいは回収により増減の状況でございますが、これはあとで資料がございましたらまた詳しくあれいたしますが、四十五年の一月から申し上げますと、一月には流通がむしろ全体としては七十八億ばかり減りまして、それから二月には同じく減りまして、それから三月、四月、五月、六月という状況はずつとふえてまいりまして、十二月には二百六十三億ふえるというところでございまして、いま御質問になりました四十四年中の引きかえの数字だけを申し上げますと、百円貨幣につきましては引きかえ、回収が十二億でございます。それから五十円貨幣につきましては五十六億程度でございます。それから十円貨幣につきましては三億三千万、それから五円は、先ほど申しました、一円が千三百万、合せて七十一億四千万円でございまして、これに対して先ほど申しましたように発行いたしますので、私が申しました発行と引きかえ、回収との差額というものは、四十四年の一月、二月ではむしろ減つてしまつて、だんだん十二

月に行くに従ってふえていく、こういうことになっております。

○広瀬(秀)委員 いまお聞きした数字は資料として提出していただきたいと思うのです。どれだけ回収あるいは引きかえというものを、三、四年の間に、この回収準備金の目的というものが通貨に対する国民の信託を得るのだというところから見て、理論的には発行額より引きかえ、回収をやつてくる必要があるかも知れないというところがあるかも知れませんけれども、それは観念論でありまして、実際にどういう引きかえ、回収が出来るというところは、国が持つ必要は実際上はないわけですから、そこまで持つ必要は実際上はないわけですから、その準備資金によりまして、これを運用することによって出てくるもの等によって新しい製造をまかなわなければならない。そうしますと、そういう製造経費がふえていく、その場合には、これも非常に理論的な話になってしまうので、これは一般会計から入るのだから規定もあるわけですから、製造の経費が不足するようになると、規定だ。ただ、補助貨幣の発行高と同じ準備資金があるというものは、日銀券の発行の保証物件として持つ見返り資産としておるといふのと同じでございまして、発行額と同じものを見返り資産として持つておるといふことが国民の信託を得る大きな要素であり、かつまたそういう気持ちにならざるを得ないと思うのです。そういう意味で私はこの限度を保つていくことがいいのではないかとこの気持ちを持っておきます。

○広瀬(秀)委員 日銀の吉野理事もおいでになりました。きょうは吉野理事に対する質問は堀委員が特に予定しておりますので、こゝでちよつと中断をいたしまして、堀委員に譲つて、またあらためてあとで残りの部分をやりたいと思ひます。

○岩尾政府委員 ちよつとお願ひいたしましたと思ひます。先ほど申されました資料でございますが、各年度ごとの貨種別の引きかえ、回収の実績

ございまして、理論的にはこの限度額まで持つべきであり、また持て十分であるというところは貨幣理論としていえるかどうかというの、私は非常に疑問だと思ひます。ただ、いま申しましたように、この回収準備金の目的というものが通貨に対する国民の信託を得るのだというところから見て、理論的には発行額より引きかえ、回収をやつてくる必要があるかも知れないというところがあるかも知れませんけれども、それは観念論でありまして、実際にどういう引きかえ、回収が出来るというところは、国が持つ必要は実際上はないわけですから、その準備資金によりまして、これを運用することによって出てくるもの等によって新しい製造をまかなわなければならない。そうしますと、そういう製造経費がふえていく、その場合には、これも非常に理論的な話になってしまうので、これは一般会計から入るのだから規定もあるわけですから、製造の経費が不足するようになると、規定だ。ただ、補助貨幣の発行高と同じ準備資金があるというものは、日銀券の発行の保証物件として持つ見返り資産としておるといふのと同じでございまして、発行額と同じものを見返り資産として持つておるといふことが国民の信託を得る大きな要素であり、かつまたそういう気持ちにならざるを得ないと思うのです。そういう意味で私はこの限度を保つていくことがいいのではないかとこの気持ちを持っておきます。

○堀委員 いま、補助貨幣の国民に対する信頼度を保証するといふことが担保するために回収準備資金がある、こういうお答えがあつたですね。そこで、これは吉野さんに何う性格のものか、ちよつとよくわからぬのですが、日本銀行券というのが今日四兆円ばかりも流通して、おられます。これに対する何か担保といふものか、そういうものは日銀は何らかの形で保有をしておられるのでしょうか。

○吉野参考人 ただいまの堀委員の御質問にお答えいたします。

日本銀行法という特別法がございまして、日本銀行券の発行高に對しましては同額の保証物件を保有しなければならぬということになっております。それで、法律の規定いたしますところによりまして、金でありますとか外国為替のほかに商業手形あるいは国債あるいは政府に対する貸し付け金証書、その他と大蔵大臣の認可を受け得る特別にほかのものも保証に充てることが出来るようになっておりますが、大体日本銀行の営業活動として適性と認められるものの大部分は銀行券の保証になっておる。保証という特別のことばを使つておきますので、ちよつとこれはややこしいと思ひますが、まあ普通の俗なことばでいへばそれが担保になっている、かようにお考えいただいてよろしいのではないかと、このように考えます。

○堀委員 そうすると、最近一年間に約一兆円近くも日銀券の発行はふえておられます。そうしますと、年間に一兆円もの保証物件の増加というものがあつたのでございましょうか。その点をちよつと……。

○吉野参考人 ただいまの堀委員の御質問にお答えいたします。

貸し出しそれから外国為替、それにあといろいろの有価証券がございまして、この三つが主たる

というところでよろしうございましょうか。各月でなくて、各年度、三、四年の……。

○広瀬(秀)委員 はい。けつこうです。

○毛利委員 堀委員。

○堀委員 いま、補助貨幣の国民に対する信頼度を保証するといふことが担保するために回収準備資金がある、こういうお答えがあつたですね。そこで、これは吉野さんに何う性格のものか、ちよつとよくわからぬのですが、日本銀行券というのが今日四兆円ばかりも流通して、おられます。これに対する何か担保といふものか、そういうものは日銀は何らかの形で保有をしておられるのでしょうか。

○吉野参考人 ただいまの堀委員の御質問にお答えいたします。

日本銀行法という特別法がございまして、日本銀行券の発行高に對しましては同額の保証物件を保有しなければならぬということになっております。それで、法律の規定いたしますところによりまして、金でありますとか外国為替のほかに商業手形あるいは国債あるいは政府に対する貸し付け金証書、その他と大蔵大臣の認可を受け得る特別にほかのものも保証に充てることが出来るようになっておりますが、大体日本銀行の営業活動として適性と認められるものの大部分は銀行券の保証になっておる。保証という特別のことばを使つておきますので、ちよつとこれはややこしいと思ひますが、まあ普通の俗なことばでいへばそれが担保になっている、かようにお考えいただいてよろしいのではないかと、このように考えます。

○堀委員 そうすると、最近一年間に約一兆円近くも日銀券の発行はふえておられます。そうしますと、年間に一兆円もの保証物件の増加というものがあつたのでございましょうか。その点をちよつと……。

○吉野参考人 ただいまの堀委員の御質問にお答えいたします。

貸し出しそれから外国為替、それにあといろいろの有価証券がございまして、この三つが主たる

保証物件の増加ということに相なつておりまして、結局銀行券の増発に見合うだけ常に日本銀行として保証物件の増加を伴つてゐる。またそれでなければ銀行券の増発がでないような仕組みになつておるわけでございます。

○堀委員 そこで、きょうわざわざお越しをいただきましたのは、最近御承知のようにマネーサプライが非常に増加をしてきて、前年比約二〇%くらいふえておる。日銀の調査月報によつても、こういうマネーサプライのあつたのは、一クォーターくらいおくれでGNPなり諸物価にはね返るということが指摘をされておるわけでございます。ところが、このマネーサプライの中身を少し調べてみますと、いま、四十四年あたりでは、このマネーサプライの中に占めるところの外為会計の払い超部分が四五%くらいに達しているといふことで、この外為会計の払い超はおそらくいまの日本経済の状態からすればまだ当分続く可能性はあるんじゃないか。あとは、一般会計は昭和四十四年は揚げ超になつておられますけれども、この一般会計の揚げ超と国債を売り渡すことによる揚げ超、これを足したものと食費あたりがおおむね見合つてくるといふような感じになりますと、こゝろは恣意的に――まあ恣意的に動かさないわけではないですけれども、財政硬直化といふことが、ある程度動きが制約されておるものだから、それほどにコントロールはできない。そうするとどうも私はいまのマネーサプライがふえてきたことで、そういう異常な成長が起こるということを抑制するためには、貸し出しの縮小、これはやはりある程度コントロールができるものではないだろうか、こういう感じがするのですが、貸し出しの縮小なり債券売買によるか、こゝろの金融操作ではたしてこういうものがある程度コントロールできるのかどうか。結果論として二〇%になればこうなりますというものはわかりませんが、それをどうすればマネーサプライをもう少しモデレートなものにすることが出来るのかという点についての金融当局の政策のあり方はどうあるべきかということをお

に対する売りオペレーションを実行することに
よって、いまの横へ抜けていくであろう資金がも
う少し押えられない限りは、どうもやはり所期の
効果が期待できないのじゃないだろうか。いまの
ところはオペレーションはほとんど都市銀行中心
に行なわれておるのじゃないだろうかと思うので
ありますが、その点はどうでありましょうか。

○吉野参事人 だいたい堀委員の御質問にお答
えいたします。
確かに御指摘のように、日本の金の流れという
ものが徐々にではございますが変化をいたしまし
て、かつては都市銀行中心において、銀行勘定と
いうものは、預金の面におきましても、貸し出し
の面におきましても、あるいはまた有価証券投資
の面におきましても、非常に大きなウェイトを
持っておりましたが、だんだんと銀行以外の各種
金融機関の資金蓄積のウェイトというものが相対
的に高まる傾向にございます。しかしながら、か
つては金融を引き締めなければならぬときに
は、公定歩合こそ大きく上りませんでしたけれど
も、コールレートが非常に大きく上りまし
た。したがって、余資を持った金融機関とい
うものは、日本銀行で別にそういうところの貸し
出しについていろいろと調整を加えないでも、
コールレートが高くなれば非常に魅力ある資産に
なりますので、おのずから貸し出しの増加を押え
て、主としてその余った部分をコールローンの形
で都市銀行のほうに放出する、そのところを日
本銀行が金利の引き上げ並びにいわゆる窓口指導
によって調節するということで、かなり有効で
あったと思うのでございますが、今日コールレ
ートは上がりますけれども、かつてのようにはと
えば日歩で五銭とか六銭とか、そういうようにめ
ちゃくちゃに上がることがなくなりました。し
たがって、コールというものは金融引き締め下
においてもそんなに大きくふえるというわけでは
ございません。したがって、これからはなるべ
くそういった銀行以外の各種金融機関に対しても
いろいろなくふうをこらしていかなければならな

い。たとえば農林中央金庫に對しまして、預金準
備率というのが適用し得ることにはなっていない
ですが、長いこと適用いたしませんでしたもの
を、先般御案内のように準備率の適用対象機関に
新たに指定して準備率を發動する、これなんか
も、現実金額としてはわずかなものでございま
すが、方向としては銀行以外の各種金融機関に對
しても、徐々にそういう調整の方向を広げてい
かなければならないということのあらわれじやな
いか、かように考えております。

○堀委員 いまのお話で、私はコールが高くなら
ないのは逆にどうもおかしいと思つてゐるん
です。どうもコールまでコントロールされてきて
おる。私は、どうも日本の金利というのは管理金利
だ、こう言つておるわけですが、かつては
コールだけは自由でありましたから、市場がタイ
トであるかどうかはコールさえ見ておればわか
つた。今日、一体何を見れば市場がタイトかとい
うことがわかるか。結局ほんとうにフリーに動い
ておる電電債か、あるいはグレートマーケットの証券
価格とかいうのがほんとうのフリーで、表に出て
くる短期の資金の流れというものは、いまの形
で全然わからなくなつてしまつた。私は、コール
というものは、本来ならやはりフリーであること
が非常に重要だと思ふんです。ですから、その点
はある意味では資金偏在というものにプレーキが
かかつておる。ある意味でプレーキがかかること
は、特に今度のような民間設備投資の行き過ぎに
は逆に効果があるかも知れませんが、しかしそ
れにしても、見ておりますと、実は都市銀行は各
金融機関からかなりインターバンクをとりなが
ら、いろいろなかっこうで努力をしておるよう
な感じがするわけでありまして、しかし私は
は、コールは本来は自由化されるべきであるし、自
由化されて動くものは、さつきお話しした預金準備
率を大幅にすることによって操作ができるなり、
その他の金融機関に對するマーケットオペレ
ーションというものがもう少し考えられていいん
じやないか、そのことは引き締めのときだけオペ
レーションをやるといふ意味ではなくて、やはり
常行的にもう少しマーケットオペレーションとい
うものを広範囲にやつていくということが日常行
なわれていけば、もう少し全体として有効ないま
のマネーサプライに對するコントロールがきく
じやないか、こういう気持ちがあるのですが、こ
の点はいかがでしようか。

○吉野参事人 だいたい堀委員のオペレーション
についての御質問にお答えいたします。

御指摘のとおりなのでございまして、貸し出し
取引のほかに、オペレーションというものが中央銀
行の調節のメカニズムとして存在しているとい
うことはほんとうの意味は、貸し出しというものは
あくまでも取引先の金融機関との関係係にとど
まる調節手段である。これに對しましてオペレ
ーションというものは、イギリスとかアメリカの例
で見てみても明らかに別に取引先の金融機関だ
け相對の取引をするというのが本来の趣旨では
ございせんので、証券取引所、つまり公開の、だ
れでも近づき得る市場といふもので、結局証券業
者を通じて最終の相手方はいろいろなところに分
散をし得るはずなんですけれども、したがって、
そういうところでは、たとえば現在預金を持つた
金融機関も将来においては入り得るはずだと思
うのですが、そういうメカニズムを通じて、ひとり
取引先の金融機関だけではなく、そういうところ
に広く分散し得るんだ、こういうふうな将来は
持つていかなければならないと私も夢に描い
てゐるわけですが、いかにせん日本の証券市場と
いふものは、特に確定利付債券の市場等がござ
いますけれども、十分に機能を發揮してない。こ
れはコールレートが、昔に比べれば上り方が少な
いといひますが、非常に高い。確定利付債券のほ
うは困難な状況でございましてということもあり
ますもので、やはり私も私としては、コール
レートよりも長期の金利のほうがかなり高いとい
うような状態ができるということが、債券市場整
備の基礎条件じやないかと思うのです。そういう
たよりないいろいろな条件の変化というものを織り

込んで、そして貸し出し取引だけでなく、オペ
レーションを常時広く運営していく、かように
持つていきたいものだと思つております。

なお、オペレーションの現実を申し上げま
すと、金融引き締め、あるいは緩和を特別のとき
にやるということではございせんので、実は毎月
毎月貸し出しとオペレーションの両方を併用して
おるといふのが常態になつておるといふことをひ
とつけ加えておきたいと思ひます。

○堀委員 私は、長く金融調節手段としてオペ
レーション・オペレーションをやるときに、今日
までそのための公債市場を育成するためにはどう
すべきか、長年にわたつて当委員会でもやつてきた
わけですが、いまお話しのように、最近大蔵省も
大いに努力をしておりますが、なかなかわれわれ
の願うところまではいきません。いまもまだ、
すき前には、いまの相對するオペレーションとい
うものは、何か變形した貸し出しみたいな感じ
もありますけれども、しかしその相對するオペレ
ーションを、日常の取引のない金融機関でござ
いますけれども、それはあくまでも証券会社も入
るし、信託も、相互銀行も、地方銀行も、信用金
庫も、直接取引のないところを含めて、いまの相
對するオペレーションでいいから、これを少しや
るような条件をつくつておけば、金融を引き締
めたいときには、そのオペレーションのやり方
で非常に効果的に問題の処理ができるのではない
だらうか。どうも見ておりますと、部分的には
いま非常に有効に操作ができると思ひますが、
実は日銀が直接マネーサプライにコントロール
できるのは、都市銀行に對して集中的には行
ない得るけれども、その他のところでは場合によ
つては、それがどうも、その他のところでは場
合によつては、生産性の低い中小企業に資金を
流してありますから、大企業ほどのはないかも
わかりませんが、けれども、しかし今日民間設
備投資をコントロールしようといふときは、都
市銀行だけを締めても、都市銀行の融資先の
占める全体の民間設備投資のウェイトから見
て、どうも少し不十分なんじやない

だらうか、結局金融調節というふうなものは、だから長期というより、どっちかという短期決戦型でやるべきではないかというのがこれまでの主張でありまして、今日金利が年利建てになりまして、この前、山際さんのころから、公定歩合の一厘引き上げというのを見て理解できない、二厘では少し高いけれども、パーセンテージになると〇・五%というふうなところでありまして、二厘では高いけれども、一厘ではどうも低過ぎるというのをずいぶん申し上げて、二厘引き上げということもあつたわけでありまして、どうもそういうふうなところは、いまの一厘引き上げてポジション指導をして、長くはやらせとやるほうがいいのか、もう少し短期決戦的にやるか。短期決戦的にやるためには、狭い部分に対して短期決戦はできませんから、やはりそういう広いオペレーションの条件をつくっておいて、そしてそこでさつと一斉に引き締めて、そして姿勢が直る、そうするとすぐに解除をするという、臨機応変な操作。ですから、その限りでは公定歩合のほうを含めて——日本ではどうも公定歩合を動かすことは何か非常に重要な問題のようになっていますが、もっとそれが、いまのオペレーションをやっているほどは——ほどはというのはいさぐさでも、もう少し金融調節の手段として有効適切に行ない得るようにするためには、そういう私の申し上げたようなオペレーションのやり方と、公定歩合操作あるいは準備率の問題というふうなものを多角的に併用するということが、経済に対する無用な摩擦を避けられるのではないであらうか、こういう気持ちを持っておるわけですが、その点についてはどうでしょうか。

○吉野参考人 ただいまの堀委員の御質問にお答えいたします。
この金融引き締めなんというものは、やっている人自身もほんとうにいい気持ちでやっているのではないのでありまして、一刻も早く目的を達成して、もうやめたい、こういう気持ちでござい

ますから、なるべく短期間におさまるようにならに作用してもらいたいものだ、私も心から念願をいたしている次第でございます。そのためには、やはり堀委員御指摘のように、都市銀行を相手の調節だけやっていけばいいという時代はもう明らかに過ぎ去つたと私も考えておりますので、先ほどからすでに問題になっております債券市場をもっと整備して、もっと広くいろいろなところに調節の効果が及ぶようにしなければならぬ、これも一つの向こうべき方向だと思いますし、それからもう一つ、そういった資本市場と、それから大銀行と、それからもう一つ、やはりいろいろな各種大銀行以外の金融機関というものがいま非常に発達をしてきているので、昔はそういうところと日本銀行は全然取引関係を持っておりませんでしたけれども、近ごろは相互銀行、信用金庫あるいはその連合会等々と広範に取引の網を広げる努力をいたしております。それからまた、準備預金制度というふうなものもなるべくもっと広く適用する、こういう三本立てでやっていきたい、かように考えております。

○堀委員 時間の御予定があるようでありますから、以上で終わりたいと思つております。
今日は、通貨供給という問題に関連して、私は、いまのマネーサプライというもののコントロールをするために——確かにいまの日銀のオペレーションというものは私はほんとうのオペレーションではないと思つていますが、ほんとうのオペレーションができるようになるために何とかひとつ、金融調節手段というのでなしに、散超、揚超による通貨の供給状態を調節する一つの手段としても、もう少し幅の広い何らかのオペレーション体制を広げることができないかどうか。そうすることによって、引き締めのときにより有効な影響力が持ち得るのではないだろうかというのをひとつ問題提起として申し上げます。引き締めがあまり長期にわたることは必ずしも望ましくないので、マイナス要因もあると思つて、また、この間から当委員会でも少し議論しておりますけれども、また、この

も、またこういう際ではあります、大型の、電力とかその他のある一部の基幹産業は、やはりある程度の設備投資をせよと、全産業的なネットワークにならねない問題もあるというふうに、まことにどうも複雑な条件、あわせて引き締めをしておればおるほど外貨は蓄積をしていくという問題も、この前佐々木総裁においていた議論したのですが、それらを含めまして、やはり私は今後のこういう国際収支黒字下における金融調節のあり方は、もう少し即効が期待できる何らかの方法を考慮するということが当面求められていいのじゃないか。すでに金融引き締め後六カ月を経過しても、まだ依然としてちよつと見通しも立ちにくいという段階に立っておりますようでありまして、特にその点をひとつ要望いたしまして、吉野さんに対する私の質問を終わります。

○岩尾政府委員 先ほど申し上げましたように、回収準備金は発行高まで持つこと、これはなぜかと申しますと、それがやはり国民感情に根ざした一つの通貨信託への配慮であるということでございます。

○藤井委員長代理 吉野参考人には、御多用のところまことにありがたうございました。御退席いたただいて結構でございます。

○藤井委員長代理退席 委員長着席
そこで、先生の申されたように、来年もおそらくかなりの増産差益が出てまいらぬと思つて、そういうものが発行高に充てられ、繰り入れられ、さらに運用されるということになりますから、したがって将来はいま申しました十八條の四にあるような引きかえ、回収の金が不足するという事態は起きないのではないか、私もそう思つております。思ひますけれども、いま申しましたような回収資金の限度一ぱいとか発行高に見合う資金を持つてい

○広瀬(秀)委員 四十五年度末で補助貨幣の発行高、流通高が三千七百四十一億、準備金はこれを約二百億近く上回るということで、一般会計に百九十九億四千三百万円ですが、これを繰り入れをするわけでありまして、これから四十六年度も、やはり相当な経済の伸び、特に消費需要というものの伸び、こういうふうなものに合致して、主として生活用といひますか、消費生活に主として使われる補助貨幣というものも増大する。しかも、先ほど大体の貨幣別の原価を聞きまして、非常に利益が出る立場になっておる。そうしますと、この利益はまた回収準備金に積み立てられていく、こういうことになるわけですね。この法十八條の四にこういう規定があるわけですが、「回収準備資金の不足により補助貨幣の引換又は回収に支障を生ずることとなつた場合は、その不足をうめるため必要な金額を、予算の定めるところにより、一般会計から回収準備資金に繰り入れることができる」。

○広瀬(秀)委員 いまの法律のたてまえが、準備金を発行高と見合うものを持つてい

たてまえになつておりますからそういうことになり
ますし、しかも、こういう制度を置くことがや
はり補助貨幣に対する国民の信頼を取りつけてお
くために理論的には少なくとも必要であるとい
ことはわかるわけですが、四十五年度に一般会計
に繰り入れをして、まさに発行高と回収準備資金
が同額になる、こういうことになるわけですね。そ
してこれから繰り入れをするというふうな事
態は、一体、これからの経済の動きにもよりま
れども、四十六年度にはまず起こらないでし
ね。五百二十億発行高をふやして、利益はそれ
よりは少ないはずですから、そのほか回収準備金、
回収されたお金などもこれは当然に入っていくわ
けだけれども、そういうものを合わせても発行高
よりは準備金のほうが若干少ないという事態が四
十六年あたりには出るかもしれない。毎年こうい
う一般会計に繰り入れるという事態がこれからは
続くと想定されるのですか、それとも何年かた
ないというふうな、こえるという事態にならない
か。これは発行計画、回収の問題、経費の増減の
問題等々、いろいろあるでしょうけれども、そう
いう見通しは一体どうなつておりますか。

○岩尾政府委員 先ほど御説明いたしましたよう
に、四十五年度末でございますと、現在の政府の
計画並びに資金運用部に対します運用益という意
味の預託利子、それと造幣局のいろいろな製造経
費、そういうものを勘案いたしまして、百九十九
億ほど準備資金のほうがあるという見込みでござ
います。今後この傾向は、たとえば四十四年度
末——本日でございますけれども、本日は大体わ
れわれの見込みでは八十七億程度準備資金のほう
がオーバーしておるといふような見方で、四十三
年まではむしろ準備資金のほうが少ない、そこで
運用をいたしまして、運用益も入れ、積み立てて
きたわけでございますけれども、そうしますと、
四十三年からだんだん上昇カーブになりまして、
四十六年ものかなり益が出るのではないかと
いうにござんいたいたのが私は常識だと思ひます。
したがって、四十六、四十七年と経済全体の
規模は拡大いたしますし、補助貨の発行もど
んふえます。そうしますと、その分を預託する
ということになりますと運用益が出るというこ
にります。まあ造幣局に非常に大きな災害等
があらまして、経費を出さなければいかぬとか、ある
いはいろいろなことがございますたら、これは別
でございますけれども、そういうことがない限り
においては、将来とも運用益といふことが、回収
資金と発行高との差、回収資金の増加といふもの
は上回つていくであらうというのが、いま考
得る大体的見込みであります。

○広瀬(秀)委員 当分の間は年々回収準備資金が
発行高を上回つて、一般会計に上回る分を繰り入
れるという事態が続くであらう、こういう見通し
と理解をいたします。

そこで次に質問をしたい点は、今回万博関係で
記念百円硬貨を出されたわけでありまして、これ
は当初三千万枚つくられて、さらにまた第二次に
追加をされるのであります。その追加はどの
くらいでございますか。

○岩尾政府委員 万博の記念通貨につきては、いま先生の申されたように三千万枚といふこ
とで、これは前回のオリンピックの際の記念通貨
の発行等を基準にいたしまして考えた数字でござ
います。まあ大体日本の現在の世帯が二千五百
万世帯といふことであれば、一世帯一枚はいく
つという考え方で三千万枚出したわけござい
ます。オリンピックのときには千円のものを出し
まして、これが少ないといふことで非常に混乱
を生じたわけでございます。したがって、そうい
う混乱が生じないような限度で、しかもできるだ
け国民に行き渡るようにといふことで三千万枚に
きめたわけですが、非常に好評でございまして、私
は新聞の数字しか知りませんが、何か四百円か五
百円しておるそうでございます——そういうこ
とはあまりいいことではございませんので、その
際百万枚を万博会場で外人に交換するといふ計画
をして、おつたわけでございますが、それと同じよ
うに、そういうふうに非常に評判がいいのであれ

ば、これは万博会場で万博をこらんなられた方
は必要に応じて交換をして記念とされるという道
を開いていったらどうだろうかといふことを考え
まして——ただ、やたらにふやすわけにもいきま
せんので、これはもちろん造幣局の製造能力も
ございますし、造幣局の方に無理な負担を課する
といふこともよくないと思ひます。それから先ほど
申し上げた通貨の製造計画といふものもござい
ますから、これにひびが入るようでも困ります。そ
ういふ点を勘案いたしまして、私らといひまし
ては、現在のところ八百萬枚出したと思つてお
ります。目下鋭意準備をいたしておりますので、
四月の上旬ごろには万博会場のほうに造幣局のほ
うから持つていくのではないかと。そうして、や
り方もいま申しましたように一挙にやるというの
ではなくして、万博においでになつた方に、その
日何枚かずつ持つておつたまま、そうして交換を
していく。もし全部終わつてしまつて、またほしい
とおつたれば、あすおいでになればまた出し
すといふことで、万博期間中そういう交換を
やつていくといふことで、八百萬枚あれば、大体
万博をこらんなる方は——きのうは四十二万人
といふ話でございますけれども、大体四十二万人
か、あるいは五千万ぐらいかわかりませんけれど
も、その程度おいでになる場合に、そう不足のな
いものが渡せるのではないかと、こういうふうに考
えております。

○広瀬(秀)委員 そこで、こういう種の記念貨
幣、これはオリンピックのときには千円のものも
出された。あのときの百円の記念硬貨は若干多
かつたといふようなことで、流通市場にも額を幾
らか見せたといふことのものであります。大体そ
ういふ経験が踏まえて、今度合わせて三千八百萬
枚出るわけでありまして、これは、ほとんど記念
硬貨は退蔵といひますが、まあ、もう永久にた
んすの中にしまつて記念にする、こういうこと
で、ね。しかもこれは当然発行通貨の中にはちゃんと
入るわけですね。三千八百萬枚出されま
す、百円といふと三十八億ですか、こういうこと
になる

のですね。これに対してもやはり回収準備資金の
積み立ては、それに見合うだけやるわけですね。
私ども、今回の場合もこれは千円の記念硬貨も出
してもよかつたのではないかと、思ひます。それ
も、そういうことになりまして、いよいよ実際に
流通補助貨幣といふものと、こういうものが何回
か繰り返されると、その間に、発行高は別とし
て、流通高と回収準備資金の若干の乖離とい
う——そう大きく取り上げるほどのことはあり
ません、めつたにあることと、いふまでもない
から……。しかしそういう点などもこれは考へら
るべきだと思ひますが、当然これは発行高に對し
てこの分の回収準備金もやられるわけですね。

○岩尾政府委員 オリンピックの際には千円のコ
インを千万枚出しました。これはおつしやるよ
うに全く退蔵されておるわけでありまして、それ
から百円は八千万枚出しまして、これは少し多
過ぎたものであります。むしろ実際の流通過程に入
つたわけでありまして、それからいま申しました
鑄造差益はやはり入
るのかどうかといふお話であります。これは当
然発行差益も入るわけでありまして、これは常
常の場合に記念通貨のほうに素材価値、それから経
費も高いわけですね。したがって、普通の百円の銅
貨を出します場合は鑄造の差益といふのは少
ない、こういうふうにお考へいたしていただい
てほしいと思ひます。

われわれは、記念通貨といふのはいま申しまし
たように、本来通貨といふのは交換の手段として
流通をして、そうして非常に便利であるといふ
ところが一番大きな目的でございますから、記念通
貨といふのがそれとくさん出まして、それがまた
希少価値で、オリンピックの際にはむしろ普通の
百円が少なくなつたものだからこれが非常に高
なつておるといふようなこととございまして、そ
ういふ希少価値で値段が上がるというのとは非常
に異なるわけでありまして、そういうことを避ける
意味からいって、記念の意味で出す硬貨を減らす
はよくない、国民の要望にこたへるわけでありま

すから、両方を勘案してこの辺でどうであろうというふうな考えております。

○広瀬(秀)委員 百円の記念貨幣が費用も高くなつておることは承知しておりますが、これを原価幾らだと聞いたのじゃ身もふたもありませんから聞かせんけれども、次の問題は、回収または引きかえをした補助貨幣というものが、地金として特別会計の回収準備金の中に入るわけですか。これはやはりほとんど全部、いままでの例では特別会計の中で年々発行がそれぞれの貨種についてやられていくわけですから、その地金として払い出しをしていく、こういう状況ですね。そのことをお伺いしたいことと、それから法第十九条第二項で「大蔵大臣の定めるところにより、売り払うことができる」という規定もあるわけですが、こういう事態というものはいままであったことがあつたのかどうか、この二つの問題……

○岩尾政府委員 ただいま先生申されましたように、引きかえ、回収によります地金は回収資金に一度入りまして、それから今度は特別会計のほうに入れますので、そこで今度は新しい通貨をつくるために使う。なお、使い切れない地金がございまして、それは売り払う、こういうことになっておるわけでありまして、

実際に適用いたしましたのは、四十年度に四億四千七百三十四万円、洋銀を約千二百五十九トン売り払つております。それから四十二年度に三百七十八万円、洋銀を約九十九トン売り払つております。重鉛につきましては現行貨に使用しておりますけれども、現在は全部外注で、こういうような原形の外注のあれをやっておりますので、使用する見込みがないということで売り払うということにいたしております。なお、その際の地金の評価につきましては時価によるということになっておりまして、そういった時価がだんだん上がつていくという場合には、それぞれ毎会計年度末に再評価を行なうということにいたしております。

○広瀬(秀)委員 いま第十九条の二項による売り払いの例が示されたわけですが、そういう場合に

は時価で売り払う、この対象の業者、これは民間に当然売れるわけですね。どういふことでやられるわけですか。

○岩尾政府委員 一般の官需品と同じように一般競争入札で行ないます。

○広瀬(秀)委員 次に質問を変えますが、昭和十三年にできた臨時通貨法というのがありますね。これは補助貨幣の額面の二十倍までの金額を限つて法貨として強制通用力を認める、こういうことではあります。そうしますと、百円の場合ならば二十倍といへば二千円まではどんな支払いの場合に持つていっても強制的に使用できる。それをこえた場合には相手方は拒否できる、こういうことなんです。百円に対して二十倍、二千円、この面では、これは小売り業などではそういうものがほとんど毎日たくさんたまると、こういうようなもので支払いをするという場合に、これをたてにとつて、つむじ曲がりの者があつて、二千円以上はだめだといふようなことを言われる場合もあるし、経済全体が大型化しておるといふ形からいへば、この臨時通貨法というものは、昭和十三年といへば戦前ですから、こころのところが再検討ということもよく考えていい時分ではないかというふうに思ふのですが、法貨の強制通用力というものの限度、こういうものについてはいまだどのようなお考えを持っておりますか。

○岩尾政府委員 ただいま御指摘のように、補助貨幣につきましては最高額というものが定められております。百円につきましてはいま申されましたように二千円と一応臨時通貨法ではなつておるわけでありまして、これは昔、本位制の時代から、各国におきまして補助貨幣について発行の限度額を定めるということがほかの国ではございまして、そうして、そういうことによつてむやみに補助貨幣がふえないようにしようということ、世界各国ではそういう規定を置いて、全体として何ぼ、先ほど五百四十何ぼということ申し上げましたが、そういう制限額をきめておこうという制度を置いておる国が多いわけでありまして、しか

し、実際は、この規定は世界各国どこも非常に形式的な規定になつておりました、そのつど改正していくといふことで無制限に出しておるわけですね。ちよいといま御指摘になりました臨時通貨法に基づきます二千円という最高限度も、そういう当時の世界的な風潮を頭に入れてつくられたものだと私は思つておるのですけれども、御指摘のように、これをたてにとつて、おしは受け取らぬといふことだと商売繁盛しませんから、実際のところではそういうのはあまり聞いておりません。聞いておりませんが、理論上はまさにおっしゃるやうにあまり効果のない規定でございまして、これは当委員会でもずっと議論がございまして、臨時通貨法以外にも、貨幣法全体についていまや死文化しておるから改正したらどうかという御意見もありまして、いまのところは必要がないのですぐに手をつけるというところは考えておりませんが、そういった全般的な改正の際には十分検討してみたい、かように考えております。

○広瀬(秀)委員 最後に質問をしたいのは、今日物価問題、インフレ問題等が非常に深刻な問題になつておるわけですね。そういう中で、たとえば百円銀貨もいまや銀貨ではない、白銅である、こういうようなことで、大蔵当局が、補助貨幣は日銀の問題ではないけれども、やはりそういうものに歩調を合わせるようにして、だんだん補助通貨の国民の信頼が、インフレとともにインフレマインドになつていくようなものに全部歩調を合わせておるような、洋銀から白銅に変えるというふうな形の中で、やはり補助通貨といへば貨幣に対する信頼、貨幣というものはどういふものだ、大事なものだといふようなことでなくて、何か国民がお粗末にするようなものになる、材質を落としていくといふような考えがあるとしたら非常に問題だと思ふのです。特に最近の例だと、五十円を小さな形で、中に穴をあけて、いままでのかなり大きいのに比べて、百円とのつり合いもありまして、何かに比べて、五十円なんというものはほんとうにお粗末な、おもちゃみたいなものだといふ感じ

を与えかねないようなものに素材を落としたりつくり方をえたり、そういう感じが国民に抱かせる。これはやはり貨幣に対する信頼が希薄になるというふうな、そういう面ではインフレに拍車をかけるものがあるような気がしてならないのです。補助貨幣といへば三千七百億というふうなかなり大きな額に達しておるわけですね。そういうところももう少し——今日ヨーロッパ諸国あたりの補助貨幣なども、かなりちやちやなのも国によつてはありますけれども、かえつて日本ほどではないのではないかとこのうらほらに立つ貨幣の価値というものが、補助貨幣の面でも、その材質を落として何かすることにやつて国民に、何かお粗末な貨幣だ、価値のない貨幣だといふようなことを思わせないような配慮が必要だろうと私は思ふのです。そういう点について政策当局の考え方、やはり補助通貨であるといふ、現に通用している、経済の重要な一翼をなつておる貨幣ですから、これについては、そういう面について十分注意していただきたいと思ふのですが、これは最後に次官からひとつそういう点でのお考えを聞かしていただきたい。

○岩尾政府委員 次官からお話があるかと思ひますが、前もつて……私ども、いま先生の御指摘になりましたことは全くそのとおりだと思つております。実はサントリー・レッドの、百円を大びんに入れて振つておるの、マーシャルは非常にけしからぬと思つておるのですけれども、そういう意味で、政策当局として、素材価値を落とすことによつて国民の信頼をなくしよう、なくなつてもかまわぬといふことはさらさら思つておらないのでございまして、白銅貨に切りかえしましたのは、御承知のように最初は銀が非常に不足を高くつてきた。それから今度はニッケルが高くなつてきた。ニッケルはいまカナダとニューカレドニアしかつくつておりませんので非常に高くなつてきた。それで世界各國がみんな白銅貨に切りかえてきておりますので、素材

価値を下げることに通貨への信託がなくなるということは絶対避けたいというのが非常に強い理由から素材価値の改変が行なわれる。また、いまの五十円につきましては、これは大きな五十円をつくりまして、そのほうがいまの百円よりも素材価値が高くなつてしまつたものですから、それではちよつとおかしいというので、それでいまの小さい五十円になつたわけでございます。いま現在世界で穴があいておる通貨というのは日本だけでございます。しかも奇数について穴をあけるというので、五円と五十円に穴があいておるわけですけれども、先日聞いた話では、あの五円の穴あきの黄色い通貨というのは世界的に非常に珍しいといふことで、イタリアでは七円用としておるものであります。そういうことも私は聞いております。

○中川政府委員 ただいま理財局長御答弁申し上げたとおりでありまして、万々そういうことのないように、特に準備資金から一般会計まで入れられるぐらゐ力がつてきたこの特別会計でありますから、けちなことは避けてまいりたい、こういうふうに思います。

○広瀬(秀)委員 終わります。

○毛利委員 堀君。

○堀委員 最初にちよつとお伺いをしたいのは、ちよつと日本語の解釈を少し政務次官にお伺いしたいと思ひます。

補助というのは、政務次官、日本語じゃ一体どういう意味を持つておるとお思ひになりますか。

○中川政府委員 日本語はあまり得意ではありませんが、常識的なことでいうならば、力の足りない部分を援助して補ひ助けてやる、こういうことではないだらうかと思つております。

○堀委員 私は、いまおっしゃる通りに、補助という字は補助という字でございますね。助といふことは助けるということですから、何かがあつて、その何かの足りないところを補つたり助けたりするといふことですから、この補助といふのは、どうしても本体があつて、その本体だけでは十分ま

かないきれないから助けるのだといふことだと思ふのです。どうでしょうか、政務次官。

○中川政府委員 そのとおりだと思ひます。

○堀委員 そうすると、これは補助貨幣といふことばがここで使われているわけですね。そうすると、その補助貨幣といふのは、貨幣があつて補助貨幣でしようね。どうでしょうか。

○中川政府委員 そのとおりだと思ひます。

○堀委員 そうすると、今日貨幣といふのはあるのでしょうか。

○岩尾政府委員 貨幣といふことばはいろいろな表現があるかと思ひますが、非常に広義にとつた場合には、補助貨幣も貨幣ですから、貨幣はある、こゝにいづつこゝだと思ひます。しかし非常に狭義の解釈でいふと、昔の金本位制の場合の金貨あるいは銀貨といふのが貨幣でございますから、そういう本位貨幣はないといふ状況でございます。

○堀委員 広義狭義より、私もいま法律の審議をしております。法律の審議をしておるとすると、法律上の貨幣といふのは、貨幣法という法律がありますから、少なくともこの貨幣法という貨幣が本体の貨幣で、その貨幣法の貨幣に対して補助貨幣といふものが出来たといふのが私は沿革だらうと思ふのです。そうすると、本体の貨幣が今日、法律上にはあるけれども実体はない。そうすると、実体のない貨幣に対してそれを補助する貨幣といふのは、これはどうも論理的にはおかしいんじゃないか。貨幣があれば実は補助貨幣があつてよろしい。貨幣は今日ない。もう貨幣法に書いてあります貨幣といふのは今日一切ない。そうすると、これは補助貨幣といふことばが適当なのか。今日では、さつきからちよつと議論しましたが、日本銀行券といふものが、これは貨幣の代用となつていないのです。日本銀行法では何も書いていない。ただ日本銀行券が発行できる、こゝろ書いてあるだけですから、何も書いてないけれども、日本銀行券といふものがあつてあつた貨幣にとつてかわつておるといふことになれば、い

まわれわれはこれを通常、紙幣といつていますね、紙幣といつては紙幣といふけれども、これは法律的には紙幣といふことばはないんじゃないかと思ふのです。日本銀行券といふものはあるけれども、紙幣といふものは実際法律的にはないのです。貨幣といふものはない、紙幣もない、あるのは補助貨幣だけだ、事實は。全くおかしいわけです。法律的にはおかしい。

だから私はこの際、いまのようなまぎらわしいのをやめて、これは硬貨である。大体いま補助貨幣といつてはみんな硬貨だから、これはどこかで法律的にそこを改めて、いま補助貨幣といふのが法律になつておるわけだから、これを改めて、硬貨だといふような処置にしたほうがいい。もうこの間から議論をしておるわけですが、これも、世界的な趨勢は、金本位などに戻る可能性は実態としてないわけですね。ないといふ見通しがもう明らかで今日ならば、もう貨幣といふものに戻る可能性がないのだから、こゝから補助貨幣なんといふのはもう常識的に硬貨といふことに改めたらどうか、こゝろ思ふのですが、これは政策的なあれだから、ひとつ政務次官どうですか。

○岩尾政府委員 法律的にいまの貨幣といふことばがよくない、違法といふますが、そこまでのきつてはいけないうのだと思ひますけれども、使つておられます。それから、あと申されました具体的な、どうもおかしいじゃないか、変えたらどうだといふ御意見に対しては、われわれ賛成でございます。

そこで、第一の理由は、現在貨幣法といふものがございまして、この貨幣法の第一条に、貨幣は政府が製造するのだといふことをはっきりいっております。それから第二条は、その量目、七百五十ミリの金をもつて金貨とする、こゝろいっておるわけです。これは一種の死文化してありますけれども、貨幣法そのものは生きておるわけでございます。したがつて、たとえば貨幣の模造取締法におきまして貨幣といふ場合に、実際には

もう補助貨幣しかさしてないのですけれども、貨幣といふことばを使うことがいけないといふふうにはいえないのではないかと。しかし実際上の問題につきましては、先ほど申されたとおり、紙幣ではなくて日銀券といふことばを使つておるのでございます。それからいま申しましたように、貨幣法全体がある程度死文化しておるわけでございますから、こゝろいづつものを整理し、特にまあ純分の規定ですね、金の純分なりあるいは量目などという規定は全く無効の規定ですから、ある機会には直したほうがいいと思ふのです。また大蔵省当局も先生の御質問に対して、從來から貨幣法は直しますという答弁をしておるうちに聞いておりますが、私も鋭意そういう意味で、貨幣法全体について変えていきたい。特に最初に申しましたような純分の規定、それからいろいろ新しい自動販売機も出てまいりまして、それと国際化に伴う問題、そういうことを考えた貨幣法についての取り締まりの法規ですね、そういったもの、あるいは補助貨幣について、いま全然使われない補助貨幣も法律に載つておるわけですから、そういうものを整理するとか、そういうことを考えたいと思ひますが、ただ、いま申しましたように、さしあたりは支障がないので、これはやりましますという意思とか何か出てまいりますので、そういう点が出ないようないまはインフレとは申しませんが、経済全体が安定をし、国民全般にそういうものが根づいていくような時期にはできるだけ早くやれるように、まあ御指示があればいつでもやれるといふような体制に準備はいたしております。

○中川政府委員 私にも御指名がありましたからお答えいたします。

御指摘のとおりであることはただいま局長申したとおりであります。ただ私の感ずるところを申すと、補助貨幣といふ名前が大体なくなつてしまふのじゃないか。金本位から始まつた貨幣が紙幣、日銀券になり、世界的になつていく。補助貨幣といふ名前だけにどまつておるわけでは

から、この補助貨幣も硬貨ということになってしまふと、貨幣ということばが全く消えてしまふ、これもさびしいんじゃないか。貨幣というものがあつた歴史的な経緯を思い起こす材料ぐらゐにあつても、国民にその支障のないことであるならば、という気もいたしますが、実態に合わないというところであるならば、改正することはやぶさかでありませぬ。

○堀委員 政務次官、あなた、貨幣というのを見たことがありませんか。

○中川政府委員 どこかの博物館で見たことがあるかと思ひます。

○堀委員 あなたもおそらく博物館で見られた程度でしょうし、私も、金本位の時代に生活してましたけれども、金貨を家に持っていたなどということはないわけです。だから実際は、日本の場合には欧州諸国と違ひまして、金貨というものを流通してはなかつたわけですね。金本位だから兌換しますとは書いてあつたけれども、実は金貨というものは流通してなかつたから、私は貨幣というのに対する感覚というのは、ちよつと政務次官おしやつたけれども、あまり実は国民にないと思ひます。だから、貨幣という表現から受ける感じというのは昔からあつた補助貨幣ですね。本来補助貨幣であつたものでなかつたのかと思ひます。私はしかし、そういう意味では変わつていいし、法律はうそを書いてはいかぬと思ひます。法律というものは、やはり国民がそれに依拠して行動しなければならぬのですから、なくなつた、いまないというのはいいですが、しかしいま局長が触れました貨幣法の第二条ですね。「純金ノ量目七百五十ミリグラムヲ以テ価格ノ単位ト爲シ之ヲ円ト稱ス」、これは間違つてゐるわけですよ。その他のことは間違つてゐるということじゃないのです。金貨とかんとか書いてある。確かにいまの流通のあれとは違ふけれども、しかし円というのは日本のやはりスタンダードになつておるわけですね、いまでも。われわれは表現をするときにほかのことばでは言わない。何千億

であらうと何兆であらうと単位が円なんです。その円を法律でこういふふうに事実に関連することを書いておるといふのは、これはもう私はすみやかに改められなければいかぬ、ほかのところはともかくとして、こう思ひます。これが第一点。ここはどうですか。よその外国人は知らないと思ひのだけれども、こんなことが残つてゐると言つたら彼らはびっくりするだらうと思ひます。日本の円というのはどういうことになつてゐるのだらうかと思ひます、この部分は私はすみやかに改めておかないと、基本のスタンダードの円がいまは違ふのですから、これには無関係なんだから、そこそこくらはは早急に明らかにする必要がある。全体を全部変えろとは言ひませぬ。変えたほうがいいのだけれども、いろいろあるうけれども、そこはどうですか。

○岩尾政府委員 おしやつたとおりだと思ひます。思ひますが、現在七百五十ミリグラムの金をもつて、これを単位として円という、この円というところは動かないわけなんです、七百五十ミリグラムの金だといふ点は違ひわけですね。これはIMFその他平価の規定によつて、現在三百六十円がドルといふことで、しかも大体は金一グラム四百五十円くらい金の国際平価をもつてきめておるわけですから、その規定に直していいといふことになりませんが、今度は世界的に見ますと、そういった国際平価自体がかなり現在動揺しておる状況ですから、そこでいまおしやるように、あの規定の後半は私はいいと思ひます。が、前半のものにつきましても、軽々にこれをい

じめるのもどうかという感じがございませぬ。

○堀委員 私が言いたいのは、金幾らと書く必要はないといふのです。金本位じゃないのだ。日本はいま完全な管理通貨です。完全な管理通貨を金で表現しようといふのは間違ひだと思ひます。だからここは書く必要はない。要するに、基本は円だといふことはいいです。日本の基本の通貨は円である。これはいいけれども、円は幾らだと書く必要はない。そうするとここだけ消せばいい、

そういう意味では、そうしないと誤解を招くといふことですね。非常に間違つたことを法律が示しておる。というのには、私は法律というの国民がやはり安心して、なるほどと思ひものでなければいかぬですよ。法律に間違つたことを書いてあるといふことが先入感になつたら法律の權威に関するわけですから、ここは本来なら大蔵大臣と法制局長官を入れてやらなければいかぬところなんです。これは重要ですから、一ぺん大蔵大臣と法制局長官の入つたところで、法律の權威を高めるためにはどうすべきかちよつと論議しておきたいと思ひますが、これはこれでいきたいと思ひます。そこはそこまですまして、そこで、今度の法律で準備資金とその他の間にできた差額の部分は一般会計に繰り入れることができる、こうあります。これまでは一般会計には繰り入れていないのですか、造幣特会から。

○岩尾政府委員 回収準備資金制度を設けたいとして以来は繰り入れておりませぬ。

○堀委員 造幣局特別会計の「歳入歳出予算額科目別表」といふのを見ますと、昭和四十五年度予算に八百六十二万三千円一般会計へ繰り入れて、前年度に七百八十三万三千円一般会計へ繰り入れてゐるのです、そうするとこれは一般会計へこの造幣特会から繰り入れてゐるんでしょうね。

○船後政府委員 御指摘のとおり、造幣局の歳入歳出予算には一般会計繰り入れがございしますが、これは失業保険に對するいわゆるマル政でございします。失業保険に見合うマル政の経費を入れておるわけでございます。

○堀委員 そうするといふ準備資金に無関係の繰り入れであつたといふことですね。

○岩尾政府委員 現在四十五年度末に大体百九十九億ほどの超過額が出るという見込みで計算をしておりますので、これは年度末ぎりぎりというところになるかと思ひますが、状況といたしましては、最高額がある場合には超過して持つておるよ

うなことにあるいはなるかもしれませぬが、そういうときでも入れるといふことはいたさないで、四十五年度中に超過額がはつきりしてきた段階で入れる、言つてみれば年度ぎりぎりに入れるといふふうに私は考へております。

○堀委員 そうすると、いただいた資料だと四十四年度も実は八十七億余りオーバーになるわけですね。だけれどもそれはそのまま持つて越していき、こういうことになるわけですね。——わかりました。

そこで、さつき広瀬委員がやりました議論にちよつと戻るのですけれども、私、さつきちよつと日本銀行に聞いたんですけれども、日本銀行法の定める保証というのはいかど、そうすると国債といふのは一体何が担保になつてゐるんでしょうね。

○岩尾政府委員 国債の税金でございませぬ。

○堀委員 しかし国債には何も書いてないです。そうすると、国債というのとは国が出してゐるから、これは国民の税金が担保だといふことになれば、いまの造幣局の回収準備資金といふものは何で担保してゐるのかといふ、円で担保してゐるんだ。その円というのは実は日本銀行券で、それは裏返すと今度は国債が担保になる、その国債といふのは税金だ、こうくると、これは国の会計ですから、国債を出そうが——要するにいまの準備資金には運轉資金があればいい。回収準備資金なんて大げさなものでなくて、運轉資金があればいいのであつて、要するにいまの岩尾さんの前段の、一種の支払準備のように見て国民が安心できるというふうな問題は、私はちよつと次元の違ひ性格のものではないのかという感じがするわけですね。い

ま少しぐるぐる回しましたけれども……。だから結局、いまの回収準備資金というものは、本来的には造幣局特別会計が貨幣の鑄造その他をやる運轉資金なんです。向こうへいつたりこつちへ戻つたりしてそれを回轉するための運轉資金なんだから、運轉資金に必要な範囲——さつき広瀬君もその気持ちで質問してゐるんですが、どうも性格が

ました。そして經理の方針を規定しておられるのであります。

○堀委員　ちよつとよくわからないのですよ。ちよつとよくわからないというのは、資産勘定の増減で會計が經理をされているということなんです。いまのあなたのお話だと、その資産勘定の増減以外に回収準備資金というものがある。この回収準備資金というところは、この書類を見ると現金出納、現金の異動の処理になっていますね。だから、この經理ははつきりというふうな「この會計の經理は、現金の收納又は支払の事実にかかわらず、財産の増減及び異動の事実に基づいて行へう。」なんというところが經理の原則になつていて、どうもいまのこつちの支払準備資金、このほうは明らかに現金の異動だと思ふのです。だからちよつとそれが、なぜこういう表現が法律に書かれていて、その次には「前項の財産の増減及び異動の事実がいつ発生したか及びその事実がいずれの會計年度に属するかについての經理の基準は、政令で定める。」なんて、たいへんむずかしいことがこの會計の法律には書いてあるのです。ですから、どうも見た感じが、こちらの歳入歳出予定なんというのを見ると、ちつともこれは財産になつていないですね。これは單純な一般の金錢の收納に基づく特別會計になつておる。だから、一体法律とこの予算とは違ふのか。經理というのはやはり予算を含めての問題になるんじゃないでしょうか。

○船後政府委員　ちよつとことば足らずでございましたが、造幣局特別會計は二つの經理に分かれましたが、造幣局特別會計は二つの經理に分かれておるわけでございます。そのうちのひとつが、貨幣製造その他記事でございまして、いろいろな製造をする事業、これに関する經理が、一つ、いま一つが補助貨幣の發行受け入れ金というものを原資とする補助貨幣回収準備資金に関する經理、この二つに分かれております。そして御指摘の第五条でございまして、第五条に掲げておりますのは、最初に申し上げた貨幣の製造その他造幣局の事業にかかわる經理につきまして、これは五現業に共通した考え方でございますが、いわゆる発生主

義の原則によつて経理すべしという意味の規定であります。

○堀委員 そうすると、この造幣局特別会計というのは現業の会計と、それにかかわりのないものの補助貨幣回収準備資金という——これもこの法律のたてまえからいうと、いまの第五条のワクの外だと別に書いてないんじゃないですか。確かに第三章「補助貨幣回収準備資金」という項があつて、十八條以下書いてあるけれども、しかし「この会計の経理は」と、こうほんとにまじつてあるところを見ますと、——ただし十八條以降はこの限りでない、こう書いてあるのなら私はいまの話でいいと思いますが、どうもこの法律の書き方から見ると、これは全体的な場合からいけば、第一条「造幣局の事業を企業的に運営し、その健全な発達に資するため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。」こういうことになつてきて、「経理の区分」というのは「この会計においては、造幣局の事業の資産及び資本の増減異動並びに利益又は損失を明らかにするため、資産勘定、資本勘定及び損益勘定を設けて経理するものとする。」というふうになつていますね。そして経理の方法はこうだ。書かれてゐるのは資産勘定と資本勘定と損益勘定、こういうふうに分かれて、その次に「経理の方法」こう書いてあるわけだから、どうもいまの説明のように二つあるというわけにはちよつとつかないのではないのでしょうか。

○岩尾政府委員 先生もよく御承知のように、政府関係機関とそれから特別会計におきまして、会計法あるいは各機関の法律で経理のやり方をまづきめまします。それからやり方をきめたあと、實際上に国会で歳出権をいただくためにその歳入歳出予算というものを提出して御審議をいただく承認を受けるわけでございます。そこに書いてありますが、特別会計法の規定というものはどういう経理を造幣局はやるのかというのを規定してありますので、それはいま申しましたような企業会計でございますし、おっしゃいましたような現業官庁でございますから、そういうやり方で、発生主義

でやるんですということ、実際にもそういう経理をやつておるわけですから、そこで国会に、今度はどういふ歳出権をいただく歳入見込みもはどうであるかというところを出す場合には、そういうものをまたそういう意味での抽出整理をいたしまして、その歳入額あるいは歳入額というものを経理をして御審議に供してゐる、こういうことではないかと。○堀委員 そうすると、たとえばここに書いてあるものと、予算書に出ておるものと、あるいは私どもがちよつとだいたいしてゐるいろいろな回収準備資金の出入りの関係、こういうのはいまの経理と別建てに一応計算をしただけであつて、経理ではないというのです、表現はおかしいけれども。ここに損益勘定なり、いま私がちよつと読み上げた、要するに事業会計のなみの、貸借対照表なり、そういう形のものだけが経理であつて、ただ便宜的に、国会に出してくるためにこういう新しい一つの予算書を組むのだということですね、いまの理財局長の答弁は、これは便宜なものだ、けれども、どうも土台になつておるものは、これは確かに特別会計の現業部門、常にいろいろ問題があるところなんだと思ひますが、しかし特に一般会計に繰り入れるとかなんだかという関係になつてくると、損益勘定その他だけで処理できるのか、そこらの関係は。

○船後政府委員 造幣局特別会計法の第五条、これは原則をうたつておるわけでございますが、御指摘のように、この貨幣回収準備資金の経理の方法につきましても、考え方といたしましてはこの特会のある勘定として経理することも可能でございます。現に昭和二十五年度の改正以前におきましては、そのような経理のしかたもしてつたわけでございまして、ところが二十五年度の改正の際の考え方は、歳入歳出として経理するよりは、歳入歳出外の受け入れとして経理するほうがより適しているという趣旨から、現在のような制度に改められているわけでございます。なお、先ほど理財局長から申し上げました国会の議決を要する歳入歳出予算でございますが、そ

れは現金の収入支出の中で、特に歳出権として国会の御審議を得べき部分を抽出いたしまして、その部分につき御審議を願うという立て方になつておるわけでございます。

○堀委員 はい、わかりました。それじゃ、以上で終わります。○毛利委員 午後二時三十分再開することとし、暫時休憩いたします。午後零時五十四分休憩

午後二時四十八分再開
○毛利委員 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。貝沼次郎君。

○貝沼委員 造幣局特別会計法の一部を改正する法律案について質問をいたします。非常に次元の低い質問で恐縮なものでありますけれども、二、三お伺いいたします。初めにこの法案の「理由」というところがございまして、この「理由」というところに「毎会計年度末における補助貨幣回収準備資金のうち補助貨幣の発行現在額をこえる部分に相当する金額を一般会計の歳入に繰り入れることとする必要がある。」というふうなことにありますが、この「必要がある。」というところについて、この前の提案理由の説明においてはたしか入れたほうがいいというふうな意味の内容であつたと思ひますが、「必要がある。」というところは、どういふ意味でしょうか。

○岩尾政府委員 普通、法律案の提案理由の概括を最後にいたします際には、なぜこの法案を出すのかということを書きます場合に、「必要がある。」という表現を使うことが非常に多いでございます。したがって、実際の提案理由の中でいろいろ書いておられますことをまづとめまして、提案理由として、「必要がある。」というふうな表現をしておるものでございまして、内容は提案理由による御説明したようなこととございまして、それらをひくるめてみると「必要がある。」というふうな御理解を願ひたいと思ひます。

○貝沼委員 そうすると、これは入れたらなければならないという意味ではなく、入れたほうが望ましいという意味の「必要」、こういう意味でしょうか。○岩尾政府委員 そこにございまして「必要がある。」といふのは、こういう法案を提出する必要があるということ、それからいま申しましたような意味で入れたらいいということ、両方かねて「必要がある。」といつておられますので、提案理由のほうではややその辺のところを説明的に書いておられます。必ず入れねばならぬというふうなものかどうかという点は、先ほど来の議論でおわかりのように、今年ももう超過しておるわけですから、今年も超過しておるのですけれども、今年に入れないで来年度、四十五年度からこの超過額を入れるわけでございまして、そういう意味では必要がある、さらにまた法案としても必要があるといふことで、両方受けて書いたわけでございます。

○貝沼委員 そこでこの回収準備資金が発行高の一〇〇%を上回つた場合一般会計に繰り入れる、こういうことでありますが、これはどうしても入れなければならぬものでしょうか、その点の見解をお伺いしたいと思います。

○岩尾政府委員 回収資金は、るる御説明いたしましたように、運用部のほうに預託をいたしまして運用益を生んでおるわけですから、そこで、発行いたしますと、その発行額がまた運用されて利益を生み回収資金がふえていく。ふえていきまし

で、実際の発行残高よりも超過をいたしました際に、これをどうしても入れねばならないものと解釈するのだからかという御質問だと思ひますが、われわれは、この回収資金の目的自体が、そういう残高発行額に見合う準備資産があるというところで国民の通貨に対する信託を得ておるというふうに解しておりますので、それ以上になりません。もし、いわば信託を得るといふ立場から見ますれば要らないものであるというふうに解しておりますので、したがってそれを超過したものは全部入れたらというふうに考えております。

○岩尾政府委員 特別会計でそのままだけでも都合はない、その点はいかがでしょうか。

○岩尾政府委員 特別会計で持っておりますも決して不都合ではないと思ひます。むしろ手厚過ぎるというふうな感になるかと思ひますけれども、現在一般会計と特別会計というものを区分経理をいたしておりますのは、それぞれそういった目的に沿って運用されることを前提にいたしました区分経理をするわけでございます。したがっていま、回収資金というものが造幣局特別会計の歳入歳出外資金として経理すべしというこの規定になつておるわけでありますけれども、その際に、いま申しましたように目的より以上にオーバーをしてゐるならば、区分経理をする特別事情というものは特にならぬわけでございますから、その分は一般会計に入れていく、いわゆる特別会計の基本となります一般会計に繰り入れていくというのが本筋であらう、こういうふうに考えております。

も、その点について説明をお願いしたいわけですが。

○岩尾政府委員 回収資金につきましては二十五年に制定され、さらに二十八年、三十二年でさらに改正があったと思ひますが、ずっと回収資金の繰り入れの金額をごらんいただければおわかりになると思ひますが、最近に至りましては非常に運用益が出てまいつたわけでございます。従来はさうに運用益も出てまいりませんし、また補助貨幣自体の発行額も非常に大きくなつてきております。そういうことは二十五年ごろは考えておりました。したがって、一般会計から、引きかえ、回収等にも不足する場合には入れるんだというふうな規定も置いて万全のかまをしておつたわけです。いまのように超過していくということはそのときには考えていなかったということでございます。

○岩尾政府委員 さらにちょっと意地の悪い言い方でありましても、一〇〇%を上回つて、そしてそのお金が一般会計に繰り入れられる、こういうことをやつていけば非常に簡単でいいわけでありましても、しかしちょっと心配なことは、コインの素材を落とすにさらにその金額がふくれてくる、あるいは運用利息を高めて受け入れていく、こういったところから一般会計の安易な財源の調達になりはしないか、こういったことをちよつと心配するわけでありまして、この点について心配があるかどうか、お答え願ひたいと思ひます。

○岩尾政府委員 ただいまの先生の御指摘の点につきましては、先ほど堀委員の質問の際にもお答えいたしました。補助貨幣と申しますものは非常に取り扱いが便利である。それから摩損その他消耗しないということ、さらにほかのいろいろな硬貨と区別しやすいという三点が最大の目的でございます。そのために必要な貨幣をつくるということでございます。先ほど先生の申されましたように、結果的には、おっしゃるようになります。硬貨を入れていけばそれだけ額がふえるわけ

でございますから運用益もふえる。そうすれば一般会計に入れる金もふえるという理屈にはなりませんけれども、補助貨幣自体の発行につきましては、われわれはそういった一般財源をふやすためにつくるといふことは全然考えておりませんし、いま申しました取り扱いの便宜と摩損しないということ、ほかの貨幣と区別しやすいという原則に合うように補助貨幣をつくるということをいたしておりますので、さうな心配はないと思ひます。

○岩尾政府委員 全然考えていないということは、さういふふうにはならない、こういうふうな受け取つてよろしいでしょうか。

○岩尾政府委員 けつこうだと思ひます。

○岩尾政府委員 それからもう一つ、補助貨幣の素材について、たとえばこういう素材以下のものは使つてはならないとか、そういったような規定はございますか。

○岩尾政府委員 特にこういったものを使つてはいけないというふうな法的な根拠はございません。それで、現在臨時通貨法に基づきまして補助貨幣をつくり出す場合には、その量目、素材その他の品目につきまして政令を出しまして、その政令ではつきり規定をいたしまして発行するといふ手順を踏んでおりまして、その意味ではいま申されたような御心配はないということをおし上げておるわけでありまして、法律的にはこれ以下にしていかなぬという規定はございません。

○岩尾政府委員 そういった規定を設ける必要はありませんか。

○岩尾政府委員 これは世界各國全部そうでございます。補助貨幣、いわゆるなぜコインをつくるのかということにつきましては、それぞれ取引の便宜のためにやっておるわけでありまして、昔は、先生も御記憶のように、たとえば百円についても銀貨がございました。まあ非常に銀が高くなりまして、素材価値のほうが額面より高くなつてしまふ。またニッケルを使つておりました。これも非常に高くなるということになりまして、だんだん一般的に素材がオーバーしていくという

傾向もあるわけでございます。そういうことも勘案しまして、世界各國がわが国と同じように、だんだん白銅化の方向に硬貨は変わつていくという趨勢をとつております。そういう常識的な判断で処理をいたすものでございまして、特に規定とかその他をつくる必要はないというふうな考えでおります。

○岩尾政府委員 ということは、これからさらに適当な金属があればそれを使つていく、こういう意味でしょうか。

○岩尾政府委員 貨幣というのはやはり国民のなじみということが非常に大切でございます。したがって、従来使つておるものを変えるということには非常に困難であります。かりにいまと同じようなものが、程度のあれではございますが、できるにいたしても、安くできるからそれに変わるということは絶対的ではありません。国民全般の使用の面から見ましてそのほうが便利である、あるいは摩損しない、あるいはほかと区別しやすいというふうなはつきりした根拠がございましたときに初めて考へ得る問題だと思ひます。

○岩尾政府委員 それでは補助貨幣の発行制度についてお尋ねいたしますけれども、この回収準備資金の制度であります、諸外国においてできておるところはあるのでしょうか。

○岩尾政府委員 回収準備資金というふうな、補助貨幣の発行に伴ひまして準備資産をつくるということの制度は、先進諸國のアメリカ、イギリス、西ドイツ、フランス、カナダ等においてはやつております。補助貨幣の発行制度につきましまして、どこが発行するのかという問題、いわゆる政府か、あるいは中央銀行かというふうなあり方と、それから政府がやり出す場合に、あるいは中央銀行が発行します場合に、それに応じた見返りの資産を持つかどうか、二つあるわけでございます。いま申しましたような先進諸國は、大体において補助貨幣というものを政府が発行したものにいたしまして、しかも政府が発行したものにいたしては準備資産を持たないで、一般の財源として

使う、こういうやり方をやっております。新興国におきましては申しましたような、アメリカ等の新興国では中央銀行に通貨を全部一元化して、こういうような動きが非常にございまして、そういうところでは中央銀行が発行しておる。その場合には、先ほど来議論がございましたように、日銀券と同じような準備資産を持って発行していくという形をとっております。

○貝沼委員 先進国の場合はいまそういう制度がない、こういうお話でありますけれども、どうして日本だけが必要なのか。午前中ちよつとその議論もありましたけれども、どうもはつきりしなかったもので、もう一度お伺いします。

○岩尾政府委員 これは、やはり非常に沿革的なものであらうと思ひます。従来から、わが国では明治以来、こういった補助貨幣につきましては、本位制度のときからいま申しましたような準備資金的な準備資産を持つというやり方をやっております。したがって国民全般に、そういうような保証があつて初めて補助貨幣は出されていくという安心感があり、それがずっと根づいて現在までできておると思ひます。そういう意味では、私は現在の日本の制度は、先進国がこれを債務と考えないで一般財源に入れていくわけですから、それよりは、政府自身が一つの債務であるというふう

に考へて、ある一定額というものを積み立てていく制度のほうがなおすぐれておるというふうに思ひますし、現状でも私は非常にいい制度ではないか、かように思ひます。

○貝沼委員 そこで、いままでにいろいろと回収あるいは引きかえがあつたと思うわけでありませうけれども、日本の場合最高、年度でどれくらいのパーセントまで引きかえ、あるいは回収ですね、金額でどのくらいの額があつたのが最高であるのか、それを私は聞きたいのです。

○岩尾政府委員 引きかえ、回収の最高額の年度の御質問でございますが、四十二年に七十二億円の回収がございました。四十三年に六十六億円の回収がございました。四十四年度に六十二億

円の回収がございました。ちなみに四十一年度は五億円でございましたので、いま申しました四十二、四十三、四十四年と最近だんだん多くなつてきておるといふことでございます。その中でも四十二年度が一番多い、こういう実績でございます。

○貝沼委員 パーセントで言うと……

○岩尾政府委員 大体その貨種の二%程度が引きかえになります。それから回収につきましては、先ほど議論のありました五十円でございまして、五十円の大きいもので、これは百円よりも素材価値が高くなるというので、評判が悪いのですけれども、小さい穴のあいたものになるべく変えていくという意味で回収をやっております。そういうものについては、そのパーセントを変えて回収しているという結果になっております。

○貝沼委員 そこで回収準備資金が一番多いときでも四十二年の七十二億、こういうところから見ますと、私は何とも一〇%なくとも、たとえば八〇%とか五〇%とか、これくらいあればいいのではないかと、こういう気もするわけでありませうが、この点についていかがでしょうか。

○岩尾政府委員 これは先ほど来議論がありまして、たように、私も実はそう思つておりますし、本来一〇%なければならぬというはつきりした理由はございませんが、ずっと日本の補助貨幣の発行額に見合う準備資産を持つというところで国民の信頼を得てきておるといふところからいいますと、ちよつと発行額一ぱいまで持つというところは必要であり、かつまた十分であるというふうには考へております。

○貝沼委員 この回収準備資金が一〇%ということとをこれからずっと続けていくお考えなのか、それとも幾らか手直しをするお考えなのか、この辺のところを聞きたいと思ひます。

○岩尾政府委員 今後とも現在の規定をこのまま守つていきたい、かように考へております。改正されまじなれば……

○貝沼委員 そこで、この回収準備資金のいまま

での推移なんでありませうけれども、補助貨幣の回収準備資金と、それから補助貨幣発行現在高の差額を、年度別にずっとその数字を示していただきたい。

○岩尾政府委員 いづれから数字を申し上げましようか。

○貝沼委員 そこにあるものでけっこうです。

○岩尾政府委員 非常にこまかいものでございませうけれども、昭和二十五年のいまの改正のときから申しますと、二十五年が差額がマイナスの十七億でございます。二十六年がマイナスの十六億、二十七年がマイナスの十五億、二十八年がマイナスの二十八億、二十九年がマイナスの三十八億、三十年がマイナスの四十四億、三十一年がマイナスの四十九億、三十二年がマイナスの五十一億、三十三年がマイナスの四十四億、三十四年がマイナスの七十九億、このときちよつとふえております。それから三十五年にマイナス九十二億、三十六年にマイナス百七億、三十七年にマイナス百三億、三十八年にマイナス百十七億、三十九年にまたふえて百四十億、それから四十年にマイナス百三十三億、四十一年にマイナス九十四億、四十二年にマイナス八十五億、四十三年にマイナス十五億でございます。これがその後若干変化して、四十四年、今年度末では八十七億のプラスになる予定でございます。それから四十五年は、御審議いただいておりますように百九十九億のプラスになる予定でございます。

○貝沼委員 いまの数字から見ますと、三十五年頃から四十年、この間に非常にマイナスが多くなつていくわけでありませうが、これはそのバックにある経済成長その他の問題が影響しているんだと思ひますけれども、この数字の変わり方についてどういう意味があるのか、説明を願ひたいと思ひます。

○岩尾政府委員 この場合、三十五年から四十年のときには、一つには、従来は単純な製造経費であつたんですけれども、事業経費についても繰り入れができるような体制にいたしました関係上、

造幣局の経費全体がふえてきたということが一つございませう。

それから、貨幣の発行高自体も、三十三、三十四年にふえました発行高に比べますと、この間は非常に少ない発行高で、数字は三十八年から若干ふえております。三十九年にふえておりますけれども、三十五年から三十七年までは非常に少ない額しか発行しておらない、かような意味で、その差額というものが相当大きかつたといふことであらうと思ひます。

○貝沼委員 次に「補助貨幣製造高の推移」という表をもちつておるわけでありませうが、この表を見てみますと、四十一年、四十二年、四十三年、四年、五年と表が出て、各コインの枚数あるいは額面金額というのが出ておるわけでありませうが、これを見てふしぎに思ふことは、十円の青銅貨幣、これは大体ずっと同じような傾向です。ところが五円のほうが、四十四年が二億四千万枚ですね。それから四十五年が二億六千万枚、これは五円をおそらく変えたとか、そういうことによるものと思ふんですが、ただふしぎなのは一円のほうです。四十三年度はものすごく少ない。そこへもつてきて四十四年、特に四十五年においてはものすごく上がつておるわけですね。この理由を説明していただきたいと思ひます。

○岩尾政府委員 一円貨は、御承知のように非常に流通市場から後退をいたしました。ほとんど特殊な取引しか使われないうわけでございます。そのために、皆さん一円はばかにされてお使いにならなかつたり、あるいはうちに置いておくというふうなことから、従来発行いたしておりました一円の貨種が非常に減つてまいつたわけでございます。取引に不便を来たすような状態になりましたので、四十四年度でございますか、特にそういうものを補つてんするためにたくさん一円貨を発行したというわけでございます。

○貝沼委員 取引に非常に不便を来たしてきたというところでありませうけれども、そういう不便になった、不便でないという判断はどういうものを

基準にして判断されるのですか。

○岩尾政府委員 これは各金融機関あるいは各商店その他等において、いろいろな不満の声も聞かれますし、特に日銀におきましていろいろな決済等をしておりませんが、日銀当局からの意見を中心にわれわれは判断しておる、こういうことであります。

○貝沼委員 経済の規模の拡大に伴って補助貨幣の発行高は今後もだんだん伸びていくんじゃないかと思うわけでありまして、その辺の見解はいかがでしようか。

○岩尾政府委員 現在の日本の経済は非常に量的に拡大をしておりますので、その拡大に応じて補助貨幣の発行高も増加しておるといふふうに判断をいたしております。ただそれぞれの貨種につきましては、先ほど申しましたような特殊の要因というものもありますから、そういうものを勘案しながら毎年度の貨幣の計画を立てるといふことをやっております。

○貝沼委員 今後さらに補助貨の発行高がどんどん上がっていった場合でも、先ほどのように回収準備資金は一〇〇%やってくる方針ですか、その点をお伺いしたいと思います。

○岩尾政府委員 先ほど来申し上げておりますように、発行高と同じ額を準備資金として持とうというの、国民の補助貨幣に対する信託を確保するためでございますから、今後補助貨幣の発行により発行高もふえますが、準備資金も運用益等によってふえていく、そういう場合におきましてもこの制度は維持していく決心でございます。

○貝沼委員 先ほどから国民の信託を確保するといふ理由が何回か出ておるわけですが、これは何か調査でもなされて、その結果があったのでしょうか。

○岩尾政府委員 特にそのための調査をやったというところではございませんが、われわれも国民の一人として考えておる考え方を申し上げたわけでございます。

○貝沼委員 私は、国民の信託ということは

ちよつと大き過ぎるのではないかと思うのですね。むしろ当事者の感覚としてそういう感覚なのではないか、こういう気がするわけでありまして、したがって、こういう点についてもやはり何らかの、たとえばアンケートをとるとか何かをすればすぐ調べられることでありますから、一回くらいはやってみたほうがいいのではないかと思うのですが、この辺はいかがでしよう。

○岩尾政府委員 これは私、おっしゃる意味もわかりますけれども、国民の代表である国会でいろいろ御議論をいただくこと、国民の気持ちを一歩よく伝えておると思います。いま申しましたような制度の問題につきましても、先生方の御意見で、限度一ぱい持つておればいい、あるいは持たなくてもいい、あるいはもつと持て、いろいろの御意見がございまして、それを全部まとめて考えてみますと、やはりわれわれの考えておりますようなことが一番いいんじゃないかというふうに私は考えております。

○貝沼委員 それからもう一つ、これは心配な点なのでお尋ねするわけですが、逆に、将来日本の財源事情が苦しくなつたときにこの資金を取り出すようなことはないのか、この点をはっきり承つておきたいと思ひます。

○岩尾政府委員 ただいまの申し上げたような次第で、発行高と同じものを国民の信託を確保するために持つていくことでございますから、これを財源事情によつて一般会計に繰り入れる、あるいは発行額を下回つて繰り入れていくことは絶対にいたさないつもりでございます。

○貝沼委員 国民生活とそれから経済取引、この合理化あるいは能率化という観点から、百円通貨のコイン化施策というものを政府のほうではやっていると聞いておるわけですが、これについていろいろ賛否両論あると思うのです。たとえば御祝儀の場合はコインじゃまずいとか、子供のむとか、こういうこと、あるいは使用する場合には非常に便利であるというコイン化の方向、あるいは自動販売機等の関係、こういうところから

考えて、コイン化施策というものが現在どの辺まで進行しているのか、その進行の状況ですね、それを説明していただきたい。

○岩尾政府委員 先生のおっしゃいましたとおりでございます。取り扱ひの便宜からあるいはまた自動販売機等の普及から、なるべく紙幣というものをやめましてコインにしたいということで、四十一年でございまして、閣議決定でコイン化を進めていくということとしておるわけでござい

ます。その途中の段階におきまして、先ほど触れしましたような銀貨あるいはニッケル貨を白銅貨にかえていくという措置がまた加わつてまいりましたので、若干その辺が混乱をいたしましたけれども、いまの状況では、四十五年度に日本銀行のほうで発行されます百円紙幣、これは大体六百億と見ております。そういう点を勘案いたしますと、四十五年度末においてコイン化は七四%ぐらいまで行くのではないかとこのようにわれわれは考えております。なお、現在實際上コインにかえてお

りますのは、北のほうは福島から大休戸戸まででございまして、四十五年に広島あるいは四国を行ないたい、そして四十八年に全部コイン化を完了したい、こういう計画でございます。

○貝沼委員 このコイン化施策につきまして、世論の反響、そういったものはいかがでござい

ましよう。

○岩尾政府委員 これは先ほど先生もお触れになりましたように、われわれ日銀当局からいろいろ意見を聞いていますけれども、いなかのほうではやはり紙にくるんで御祝儀を出すというやうなことから、紙幣のほうがいいというやうな意見もあるようでございまして。都会ではだんだん自動販売機の普及によりまして、現在自動販売機の年率の伸びが三〇%ぐらいで、八十二、三万台ありますけれども、そういうものが普及してまいつておるところでは、だんだんコインのほうがいいという気持ちが強くなつてきておる、こういうことでござい

ます。

は幾らか残すお考えですか。

○岩尾政府委員 先ほど申しましたように、コイン化によりまして、四十八年度には全部紙幣はな

くしてしまふつもりでございます。

○貝沼委員 全部なくしてしまえば反対のほうに非常に困ると思うのですけれども、やはり幾らか残したほうが私はいんじやないかと思うのです、その辺は断固として一〇〇%なくする方針ですか。

○岩尾政府委員 これは御祝儀等の際だとか、いろいろあるかと思ひますけれども、総体として考えればやはりコインのほうが便利なのでござい

ますから、いまおっしゃいましたやうなお気持ちもわかりますけれども、現在の段階では、私は全部コイン化をして、百円紙幣はなくしていくという方向でいきたい、かように考えております。

○貝沼委員 それはわかりました。

それから先ほど出しましたように、自動販売機の普及というものがどんどんなされていく、そのために硬貨の必要というものが、百円に限らずいろいろな硬貨について必要になつてきているわけでありまして、現在出ている硬貨、百円、五十円、五円等、それ以外の硬貨を考へることがあるかどうか、この点についての見通しはどうなり

れば、外国の硬貨がうんと高くて日本の硬貨のほうが安いという場合ならまだしも、向こうのほうに安いコインが出てくる、こういうことになる。これは問題があると思うのです。したがって、当局としてはそういうことについて、たとえば調査をしたとか、あるいは研究を進めているとか、こういうことがございますか。

○岩尾政府委員 確かにいま先生のおっしゃいましたようなことが起こり得るわけでございますが、幸いにして日本におきましてはそういうような事故が起きたことはあまり聞いておりません。しかし、最近西独におきましてそういった事故が非常に起きている。ちょうど英国の通貨とそれから西ドイツのマルク、スイスフラン、大体一スイスフランが八十何ぼですか、日本の百円とほぼ近い、形状その他も非常に似ている。ドイツもマルクが大体日本の百円と同じほど、そういうようなことでございますので、西独のように国境を接しているところではこういった間違ひが非常に起きているようでございます。そこでこの月の六月に、国際決済銀行におきましてそういった貨幣の不正使用に関する会議を招集いたしておりました。私のほうからも出席をいたしましたので、そこよく議論も聞き、実際の状況を聞いて対処していききたい、十分そういった間違ひの起きないようなことを考えていきたい、かように思っております。

○目沼委員 私の質問は以上で終わるわけですが、そういう国民不信のことが起こらないように十分注意をしていただきたいと思ひます。

○毛利委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○毛利委員長 次に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。奥田敬和君。

○奥田委員 開銀法の一部改正案に関連して、

二、三の問題点を提起して御意見を承りたいと思ひます。

まことにとつびなようでございますけれども、質問に入る前にこれをちよつとごらんいただきたいと思ひます。これは小学校五年の社会科で現在使っている教材でございますけれども、この中に、これからわが国の産業が当面している大きなポイントに非常に的確につかんでいられるように思ひます。簡単に読みます。「これからの工業」と題しまして、「わが国の工業のなかで、大きな役わりをはたしている中小工場に、新しい機械や技術を取り入れるとともに、働く人々を守るしせつなどを大工場なみに高めて、すぐれた製品をつくり出すようにしていくことは、これからの工業を発展させるうえでたいせつなことです。」次に、新しい「工業技術の育てる」、そういうことにつきまして「わが国のすぐれた工業技術の大部分は、外国から買入れたものですが、これらの技術は、第二次世界大戦でいたでうけた国内の産業をたてなおすのに、たいへん役立ちました。けれども、外国の技術にばかりたよっているわけではなく、わが国でも、すぐれた技術を輸出しています。これからは、もつとわが国の技術を育て、新しい「技術の輸出をふやしていくようにつとめることがたいせつです。」このように書いてあるわけ

です。

私が、これからの日本産業のあり方というものの問題点をとらえていくとき述べてまいりましたけれども、政策金融機関としての開銀がこれから果たしていく役割の中にも、いまここに指摘された新しい工業技術の開発、これはもうやがては知識産業社会と申しますか情報社会への移行というものを示しておりますが、また中小企業の育成強化、つまり地方開発というものの重要性を指摘していると思ひます。したがって、いままでヘビーインダストリーにウェイトを置いてきた開銀が、これからの産業の多様化に対応していくというその一つの線を示しておるように思ひます。ひとつ総裁からお聞きしたいわけですが、こういう地域開

発、そして新しい情報産業についての総裁の考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○石原説明員 最初に技術開発のお話でございますが、私どもの銀行におきましては四十三年度に国産技術振興という新しい融資の柱をつくりまして、自來六分五厘という特別の利息をつけまして資金の支出をいたしております。四十三年度に九十億でございますが、現在におきましては、四十五年度百五十億というふうに非常に伸びておるわけであります。したがって、ただいま奥田委員のお話のございました技術振興の関係につきましては、従来からも相当なふえ方をいたしておりますが、今後の私どもの銀行の取り扱いする大きな柱の一つであるというふうに考えておるわけであります。

情報産業の開発におきましては、電子計算機の関係で、俗にJ.E.C.C.と申します日本電算機株式会社、それに対します融資を、これはだいたい前からやっておりますが、四十四年度には補正予算をいたしまして百八十億、四十五年度には百五十億という金額を計上しております。四十四年度がちよつとふえておりますのは、いままでの相応な伸びに對します支払いの不十分な点がございましたものでありますから、四十四年度は補正をもつて補つていただいたわけでございますが、これも異常な金額の増加をいたしておるわけであります。なお、情報産業関係におきましては電子工業振興法というものがございまして、周辺機器と申しておりますが、入力機械、出力機械、電算機本体に入れます前の機器の扱いあるいは出てきたものをどういう形でいわゆるディスプレイするかと云うような問題、そのほかに、これも四十三年度以來十億内外の金であります、初年度にはたしか四億くらいだったと思ひますが、そういうようなことによりまして、特に近ごろだんだんウェイトを増してきております電算機の周辺機器につきましては、そういう新しい電子工業振興法の中における融資のうちでありますけれども、そういうような支出をいたしております。

○奥田委員 今年度のこの百五十億ですね、これはJ.E.C.C.に対する融資でございますか。そうですね。私たちのいままで考えてきた価値というものが、非常に質的な変化を來たしておることは事実だと思ひます。いままで物の尺度ではかつていった価値が、いわば今日は頭脳の組み合せによる知的な価値へと転換をしていくことは事実ですけれども、私、これについて少しお聞きしたいのでございます。

いま総裁の言われたのは、大体ハードウェアの分野における融資だと思ひますけれども、ハードウェアの水準については大体世界のレベルまで徐々に近づきつつあるように聞いておるわけですが、しかしながら、いわば技術利用の面における、利用技術と申しますか、そういうソフトウェアの開発という面においては、日本はもうはつきりと大きく、アメリカは申すに及ばず、水をあけられておる。ソフトウェアギャップということばで私たちは本なんかで読むわけですが、この面の立ちおくれというものは各方面からみんな非常に指摘されるわけです。したがって私たちも、この情報産業社会を志向するにあつて、このソフトウェアの開発がいま一番急務ではなからうかと思ひます。それで、いま現在このソフトウェアの開発の面についてはどれくらい水準にあるのか。通産省からだれかお見えになつておると思ひますけれども、ちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○赤澤政府委員 ただいまお話しソフトウェアの問題でございますが、御指摘のようにまだ日本の場合には非常に初期の段階にあると考えてよろしいかと思ひます。通常私ども、アメリカと比較してみまして非常にソフトウェアギャップがある、こういうことを申しておりますが、一、二例を引いて数字で申し上げてみますと、たとえばコンピュータのコストに占めておりますハードウェアとソフトウェアの比率でございますが、アメリカではすでにこれは五〇対五〇というふうに、非常に高くソフトウェアの価格が入り込んで

おるわけですね。

発、そして新しい情報産業についての総裁の考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○奥田委員 今年度のこの百五十億ですね、これはJ.E.C.C.に対する融資でございますか。そうですね。私たちのいままで考えてきた価値というものが、非常に質的な変化を來たしておることは事実だと思ひます。いままで物の尺度ではかつていった価値が、いわば今日は頭脳の組み合せによる知的な価値へと転換をしていくことは事実ですけれども、私、これについて少しお聞きしたいのでございます。

おります。それに対して日本ではまだ七五対二五、四分の程度がソフトウェアの価格である。こういった面から見ても、まだソフトウェアというものが日本では十分熟成をされていない、こういうふうな考えでよろしいかと思ひます。

また別の面を考えてみますと、ソフトウェアを専門にいたしております企業、こういったものが、米国では非常に大きな企業が多数ございまして、いまや年間の発注額にいたしまして、ソフトウェア投資というものは年間一兆円というように非常に大きな金額であります。日本ではわずかでございましてとても見るべきものがない。また企業にいたしまして、アメリカではたとえばCSCというような従業員三千五百人、年間の売り上げ高が約二百四十億という非常に大きな企業があるのに対して、まだ日本では一番大きなソフトウェア専門の会社でもわずかに二百二、三十人、年間の売り上げも、五、六億円という程度でございまして、こういった面から見しても、まだまだソフトウェアの面では日本のギャップというものは非常に大きなものがある、こういうふうな考えでおります。

○奥田委員 総裁にお伺いしますけれども、これまで、たとえば海運を例に引きますけれども、非常に重点的に基幹産業としてめんどうを見てきた。今日世界企業というまでに成長しておることは事実ですけれども、私はもうそろそろこういう形の政策金融は転換すべき時期に来ているように思ふわけです。やはり国家経済の見地から、あまりこれからの形の、いままでの果たしてきた役割りとは別に、今日の段階においてこれ以上の保護と申しますか、そういう金融上の措置というものがむしろ利益なき繁栄と申しますか、自主的にひとり立ちするために利益なき繁栄に通じているというふうな結果をおそれるわけです。私は、海洋開発そして原子力産業、こういう問題とともに、次の産業の本命産業はやはり情報産業だと思ひます。総裁は、情報産業の面については非常に関心

を持っておられ、そのこと自体は、たとえばJECに對する大幅な貸し付けの増資とかそういうものでもよく見られるわけですが、私は、今後情報産業はナショナルプロジェクトとして大いに推進する必要がある、そう思ひます。これについて総裁はひとついかがですか。簡単にけつこうです。

○石原説明員 これは私からお答えをいたしますより、通産省のほうからお答えをいただいたほうがいいかと思ひますが、おっしゃいますように、ハードウェアのほうでございまして、新しい大型の電算機につきましては、通産省が一昨年でございまして、昨年でございまして、いわゆる大型プロジェクトの一つとして取り上げて、非常に高い性能を持ちました電算機をまさにナショナルプロジェクトとして取り上げておられます。これはハードウェアのほうに属する。

ソフトウェアにつきましては、これも通産省のほうからお答えをいただく問題だと思ひますが、情報産業の振興協会というものがつくられて、四十億の財政資金をもってソフトウェアの開発の關係に融資をするという仕組みになっております。したがって、政府としては非常にそういうところに力を入れた政策をとっておるというふうに一応承知をいたしております。

○奥田委員 ハードウェア部門についての融資はもうすでに行なっておるわけですが、今後、いま御指摘になったように、通産省のほうで情報処理振興事業協会、こういう形の中で無形のソフトウェア部門に対してこれからひとつ大いに援助しよう、これを開発しようという形のこととは理解しておりますけれども、開銀においても単にJECに對するレンタル資金ということじゃなくて、すでに各企業で要員を確保して実用化しておるといふ企業に対して積極的な融資をされますか。

○石原説明員 奥田委員ここでお願いしますように、開銀銀行法に十八条という条文がございまして、開銀銀行のいたします業務の内容を規定い

たしておるわけでございます。私どもの業務は、いわゆる設備資金の融通に限られるわけでございます。したがって、そのものに対しては融資の融資ということに相なりますと、これはいまの設備資金の立ちをこえるわけでございます。ただ、しかしながら、現在ハードウェアの融資をいたしておりますが、ハードウェアをある貸付料、貸借料を払いまして借りました利用者は当然そのハードウェアに関連をいたしますソフトウェアを利用できるわけでございますから、したがって私どものやっております電算機の融資というものがハードウェアだけだというふうには必ずしも言えないのでありまして、この機械に付随をいたしますソフトウェアというものは当然貸借り人が利用できるというたてまえでございまして、それから、私どものほうは設備資金の融資でございますが、近ごろはソフトウェアもんだん専門工場をつくるようになっておりますので、ソフトウェアの専門工場に建物を建て、その中に電算機を入れていただくわけでございます。これは相当な金額に相なっております。これは設備投資でございまして、私どものほうからの融資も可能でございます。ただ、ソフトウェアということになりまると、先ほどおっしゃいました振興事業協会のほうの新しいお仕事になるか、こういうふうな考えでおります。

○奥田委員 確かに総裁が言われましたように、ソフトウェアの面については無形の価値ですから一般の金融ベースに乗るということとはなかなかむずかしい問題だと思ひます。しかし、これはこの前本委員会でも堀委員からも指摘されましたように、たとえばJECに對する融資そのものについても、私はやはり相当無理な解釈上の問題があると思ひます。今後情報産業全般について、開銀がこれに對して積極的に乗り出す、通産省の分野は通産省でそういう情報処理の面で積極的なやりやうが必要になってくるわけですが、政府の財政措置がとが相々相まつておくれを取り戻していく必要が

あると思ひます。そういう点に、いまさきに総裁触れられましたけれども、私はこの開銀法第十八条の業務の範囲というものがやはり触れてくるのではないかと思ひます。はつきり申しますと、無理なこじつけ解釈をしないで、この辺で法改正をする、そして貸し付け対象業種として明記していくという姿勢が必要ではないかと思ひます。しかし、問題はむしろ政府側の話になりますけれども、私はナショナルプロジェクトとして情報産業の開発は推進すべきである、と同時に、そういう形の中で一つの法的な解釈をめぐって、もし疑義あるいは無理な法解釈という印象を与えるならば、これはすっきりと法改正して、将来、ハードウェア部門でなくて、無形価値であるソフトウェア部門にも大いに開銀が乗り出していくというくらい積極姿勢が望ましいわけです。この十八条の問題に關して銀行局長どうでしょう、御意見を。

○近藤政府委員 先ほど来、開銀総裁から御答弁申し上げましたとおりだと思いますが、先日来の当委員会の御議論にもかんがみまして、まず受け入れ側の電子計算機業界の体制の整備その他につきましても十分な配慮が払われた上で財政資金の活用等が積極的に行なわれてまいる。そうして先ほど奥田委員のおっしゃいましたような方向で電子技術の開発促進が行なわれるというところは、たいへんけっこうなことであらうかと思ひます。

ただ問題点の、開銀法を改正いたしまして長期運転資金を含めるかどうかということになりますと、これは問題がやや微妙でございまして、そもそも開銀銀行が設立されました当時におきましても、当時の民間側の金融体制というものはそれほど整っておたわけではないのでございまして、それは民間側にまかせ、設備資金を開発銀行側で受け持つという体制であつたわけでございますので、今日におきまして民間側の体制が、当時に比べますと、開銀銀行法制定の二十六、七年ごろの情勢に比べますと格段に整備をされてまいりました。

た現在におきまして、長期運転資金をも政府機関である開発銀行のほうに取り入れるということがあるのか、そのような観点から協会も設けられ、ソフトウェアについての積極的な融資体制というものも設けられたというふうに承知をいたしておきます。

○奥田委員 今後の検討課題としてよく考えておいていただきたいと思ひます。ただ開銀に対しては、現在のJ.E.C.C.に対するレンタルのそういう資金融資というだけではなくて、各企業間でもすでにコンピュータを消化しておるところに対しては購入資金を融資するという、そういう方法についても積極的に取り組んでいただきたいと思ひます。そしてまた、これは政府側に要望しておくことですけれども、やはりソフトウェアの開発については、いま言いましたように情報処理振興事業協会等に対して財政措置の面を十分に考えてやっていたいただきたい。

結論的にいへば、先ほどから何回も言っておりますように、次の本命の産業である、そしてまたこれは日本のナショナルプロジェクトとして推進していただきたいという形で、あとでその政府部内のいろいろな法改正等に対する逡巡から手おくれになつていかないように、そういう点を強く要望して、この情報産業の質問はこれくらいにしまして、次に地方開発の問題に触れていってみたいと思ひます。

この地方開発資金に入る前に、ひとつ総裁にもお伺ひしたいわけがございますけれども、地方開発が特掲産業のワケに入つたそのいきさつは、やはり昭和三十三年に北海道東北開発公庫という形の公庫ができて、地方産業の育成に大きな役割りを果たしてきておる。それに対して、たとえば中国、四国、九州、北陸、そういう同じ状態にある地域産業という面が、開発銀行にやつてくれ、開発銀行はそれを引き受けるという形で、この地方開発のワケが設けられたというように聞かれています。お聞きしますけれども、この点についてどうですか。

○石原説明員 これは銀行局からお答えをいただくことかと思ひますが、大体いま奥田委員のお話のごさいますように、開発促進法ができました。北海道に始まりまして、開発促進法ができました。北海道が三十一年、翌三十三年東北開発促進法、追つかけて九州以下の地域につきました。私は私どものほうで三十四年から開始をいたしまして、おつしやいますように四地域に対する地方開発の確立、最近におきましては首都圏、近畿圏あるいは中部圏というところにおきまして、いわゆる都市開発地域という指定がございまして、そういうようなものも一つの地域開発の対象になつておるわけでありまして、大体経緯はいま奥田委員のおつしやいましたとおりであります。

○奥田委員 これは開発銀行から出ている資料だと思ひますけれども、北海道、東北地方は北海道東北開発公庫が、九州、四国、中国、北陸、そして京浜、名古屋、阪神の周辺部を除くすべての地域が、やはり開発銀行の範囲に入つておるわけでありまして、

私はここでお尋ねをするわけですが、北海道東北開発公庫、これは非常に広範な業種指定をして地方産業の振興に役立っていると思ひます。設備資金のみならず、運転資金、そして出資、そういう形で非常に恩恵のある政策金融によつて地方産業の振興に役立っている。それに比較して開銀の地方開発資金のワケ、もちろん去年のワケづけよりも七十億ふえて四百五十億から五百二十億になつて、大幅にふえてはきておりますけれども、私は、きめのこまかい政策金融としては、やはりこの北海道東北開発公庫が業種範囲を拡大して非常に柔軟な体制で臨んでおる、こういう形にまで開発銀行の地方開発の面をやつていただきたいと思ひますけれども、この点について総裁の御意見をちよつとお伺ひいたします。

○石原説明員 これも銀行局からお答えをいただく問題かと思ひますが、北海道東北開発公庫は、先ほど申し上げましたように、私ども

が地域開発を始めます前にでき上がつております。おつしやいますように、出資機能であります。とか、あるいは運転資金を融資いたします余地的なごさいます。私も正確に承知いたしておりますが、金額的にはそう大きな額と承知しておりますけれども、出資あるいは運転資金を融資しております実績が若干ございまして、

私どものほうの場合には、先ほど情報産業のことにつきまして奥田委員からお触れをいただきましたように、設備資金だけでは窮屈だという面があるのではないかとこの声がないわけではございせん。実は土地造成という、これも一種の運転資金でございまして、これは先般法律改正をいたしました。土地造成の資金は出せるということになりました。したがって、運転資金というものに広げたらどうかという議論がないわけではございせんが、これはいまのような情報産業とかいふようなことにつきまして起つておるわけでございます。一般的に運転資金をばたらどうかという御要望はあつた私承知をいたしております。むしろ設備資金をもつと充実いたし、それにより、いまおつしやいました四地域と申しますか、その地域に対する資金配分をもう少し強化すべきではないかという御議論は承つております。

出資の問題につきましても、これも問題になつたことが全然ないわけではございせんけれども、今日出資機能が欠けておりますために、かくのごとく需要に対して応じ得なかつたんじゃないかというケースは、私は最近のところは承知をしております。ただ、議論としてはときどき出てまいる議論でございまして、

○奥田委員 とまかく開発銀行の一つの機構の中で、いわばいろいろ多様化してきておるといふ事実、そしてまた地方開発に対するウェイトが非常に高まつてきておるといふことも事実だと思ひます。そういう中で、ともすれば大企業と接触しておるだけに、そういう地元産業、地場産業の育成という面については、何か私は一歩立ちおくれてい

るように思ひます。それはあくまでも北海道東北開発公庫との比較関係においてですけれども、そういう形で、私たちはやはり大企業と同じものさしではからないで、やはりきめのこまかい政策金融を進めていっていただきたいと思ひます。ここに四十三年度の実績があるわけですが、たとえば北海道東北開発公庫は四十三年度の申し込み件数において三百件で四百三十八億の融資決定をされておるわけですが、開発銀行の地方開発は二百九十八件で四百三十九億となつております。これは間違ひございませんか。

○石原説明員 北東公庫は存じませんが、開発銀行のほうはさうでございます。

○近藤政府委員 北東公庫のほうも間違ひございません。

○奥田委員 私は、大企業と同じものさしではかるなということをおつしやした。これは私の選挙区である北陸のほうです。金沢支店管轄になつておるわけですが、私たちが国のほうで基幹産業というのは繊維、それに付属する機械工業、それと観光、これが三つの柱になつておるわけですが、特に気になつて繊維部門についてだけ見ましたところ、四十三年度の実績と四十四年度実績において、かつて申し込み件数、融資額についてうんと減つておるといふのが実情です。数字で申しますと、四十三年度は北陸三県の繊維産業に対して十二億九千万、四十四年度は六億八千万という形で減つておるわけですが、資金需要は依然として強いと思ひます。この石川県、福井県における繊維産業のシェアというものは、現在合成繊維の部門においてはもう日本の輸出の七〇%を占めておるくらいに、非常に大きな輸出産業として伸びておるわけですが、私は、通産省でやつておる構改資金が流れてきているということもありまして、何かここに地場産業との接触が足りない、指導が行き届いていないというふうな感じを強く持つわけですが、そういう形の中で、今後とも窓口をもつと開いた形でやつていただきたい。いろいろな批判も聞かれていますけれども、それについて

は、先ほど申し上げましたように、私ども

總裁のいわば地方開発に関するもつと積極的な姿勢というものを強く打ち出していた。

と同時に、通産省から谷村繊維製品課長がお見えのようでございますので、北陸における繊維産業の位置づけと申しますか、それについてちょっと数字をあげていただけたら幸いです。

○谷村説明員 福井と石川の二産地の絹、人織の生産、輸出に占めますシエアをながめてみますと、生産数量で全国の絹、人織物の八一・九%、金額でながめまして五九・八%を占めております。それから輸出について見ますと、数量で全国の絹、人織物の輸出のうち八八・八%、金額で九四・四%というふうなことになるわけでございまして、絹、人織物につきまして、福井、石川両産地だけで八割ないし九割のウエートを持つておる、非常に大きな産地であるというふうを考えております。

○奥田委員 いま谷村繊維製品課長から大体の實数で、いかに地場産業として繊維産業が北陸の基幹産業であるかというところは御理解願えたと思うのですけれども、總裁、申し込み件数そのものも少なかったように思いますが、減った理由については何かあります。

○石原説明員 最初に、地方開発資金のうちにおきまして、地場資本と申しますか、地元との関係をどの程度に考えておるかということにつきましてはお答えを申し上げたいと思ひます。

これは先週、前回の機会に広瀬委員からお尋ねがございまして、地方開発資金というものはどういう使い方をしておるかということでありました。が、そのときにお答えいたしましたものの四つほどの重点の一つに、地場資本の優先ということをおししました。地方開発資金でやっておりますのは、地場資金でやっておりますものと中央の企業が進出をいたします場合と両方ございまして。条件が同じであるとかあるいは融資比率というふうな点におきましては、地元資本のものを優先するという方針でございましておるといことを申し上げたわけですが、これがどういような数字

に相なっておりますかということをおし上げますと、お尋ねの北陸地方は、四十二年度に中央資本に属しますものが一五%でございます。これは件数でございます。それから地場資本に属しますものが八五%でございます。金額になりますと、中央資本のほうが一件当たりが高いものでありますから、貸し付け金額で申しますと、中央資本に属しますものが二一%、地元資本に属しますものが七九%、や割合が下がっております。四十三年度にはこの割合がやや低下をいたしまして、件数で中央が二〇%、地元が八〇%、金額的には大体三割、七割ということに相なっております。したがって、これは北陸地方だけではございませぬけれども、地場資本優先ということを考えまして、できるだけ件数的にも、また金額的にはそれよりやや落ちざるを得ないわけでありまして、地場資本の御要請に応じてきておるとい実情であるかと思ひます。

次に、繊維の関係でございますが、繊維の關係につきましましては、御指摘になりますように、最近におきまして金額が減少してきております。全体の地方開発資金の北陸地方に對する融資額は大体六十億ないし七十億ということで推移してきておりました。これは減少してございせん。その中におきまします繊維のウエートが近年やや低下いたしておるわけでありまして、これは一つは構造改革という形の地方開発資金でなくて、体制整備というふうで金が出てゐる關係もございまして。ただ、北陸地域におきましては、私どものほうで出しております部分は紡績の關係でございまして、これは協会でお扱いになつていらつしやるほうの部分かと思ひます。構造改革の系統から北陸のほうに出る金はきわめて少ないのであります。

これが一点かと思ひます。

もう一つは、私どもの融資先の關係から申しますと、この一、二年、二、三年前に比べますと近代化工事が一段落した部分が出てまいつておる、こういうことだと思ひます。繊維産業は、ただいま通産省からお話がございましたように、全国にお

いても重要でございますし、また北陸地域においてはきわめて重要なものでございまして、私ども、地場産業の育成と申しますか、お手伝いをいたします關係といたしましては、これからできるだけいろいろなお話を承りまして、努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○奥田委員 いまのお話で、繊維に對する融資額が減つたといふことは大体理解できました。開行の金利が八・二%といたしますと、構改資金のほうの金利は二分六厘ですか、非常に安いわけですから、当然そちらのほうに流れると思ひます。

しかしここで実は總裁にお願いしておきたいのは、地場産業のそれぞれのトップクラスの人たちと接觸して開行に對するいろいろの意見を聞いてみました。ところが、ちよつと聞きづらいことだと思ひますけれども、開行は政府金融機関であるといふことだけでなく、非常に条件がシビアだ。しかも調査にも非常に時間をかける。それも一カ月くらいならいけれども、四カ月も五カ月もかかる。しかも敷居が高い。敷居が高いのは、これは理屈にならないと思ひます。おたくの職員構成からいっても、ほとんどエリート集団といひますか、九九%が大学の男子職員で占められておるような状態で、地方産業の人たちにとつては非常に敷居が高いという印象を持つてゐるわけですね。やはり地元産業のコンサルタントのような立場で地方銀行との協調体制で指導していつてやる、そういう姿勢が開行にとって必要なんじゃないか。あるいは、開行といふものはヘビーインダストリーばかりで、われわれには縁がないのだというふうな姿勢がおのずとあるのじゃないかと思ひます。監督官庁である大蔵省はもちろんのことで、地方出向をなさつておる開行の職員の皆さんも、そういう形で地方産業の振興のコンサルタントとしての役割りを果たしてほしい、またそういう姿勢であつてほしいといふことを特に望んでおきます。

私は政務次官にお伺ひしたいのですけれども、

政務次官もやはり地方開発のことについては私と同じ形で、この道で出てこられておるわけですが、私は、政治といふのはやはりハンディキャップを是正していくといふことも非常に大切な目標であると思ひます。したがつて、大都市、大企業中心という体制ではなくて、政策金融のあり方としては均衡のある発展をはかつていくという姿勢が非常に大切だと思ひます。ここにまた開行の果たしていく使命もあると思ひます。政務次官から、特にこの地方産業開発について今後とも積極的に取り組むという力強いおこたをいただきたいと思います。

○中川政府委員 御承知のように私は北海道選出でありますから、北海道における北海道東北開発公庫の果たした役割りについては十分承知をいたしております。ことしの予算においても四百五十億が五十二億に、七十億ふえたわけですが、御承知のように、北海道の金と開行の地方開発の金とは同じ額にするといふようなルールがあつたようでありまして。北海道をふやすことが地方開発をふやすといふことにもなります。福田大蔵大臣もあつては事務當局も非常に力を入れてくれました。七十億ふえたのは、新島の災害のときに例外として八十億、たしか一般分としては四十億、特別ワグとして四十億、計八十億ふえたこともありますが、平年においては、七十億ふえたといふのは異例のふえ方であつたわけでありまして。しかしながらこの額としても、実はまだ日本の産業、経済の健全な発展、特に最近では過疎過密の問題あるいは重工業といふものの大きな鉄だとかあるいは造船、自動車産業といふようなものが伸びることはけつこうであります。それと中小企業あるいは地方開発といふものが均衡がとれておらぬといふことが大きな課題であらう、そういう観点からしますならば、金沢の關係を含めて地方開発また北海道東北開発公庫の資金といふもののワグをふやすと同時に、内容においても現実に対応するような改正、改善を行なつて、いま言った目的達成のために努力すべきものである。北海道におりますので特に関心

を持つておりますので、今後とも、いつまで大蔵省におるかわかりませんが、大蔵省当局も大体変わらない考え方であろうと思ひますし、開銀もそういった気持ちであらう、一体となつて努力をしたいものだと思ひついでございます。

○奥田委員 政務次官のたいへん力強いおこたばをいただきました。感激いたしました。ただ、あまりしつこいようですけれども、確かに地元産業は資本構成の面においてもやはりそういういろいろの批判、あるいは弱いという面が指摘されると思ひます。しかしそれだけに地場産業という立場に立つて非常に苦勞して、火種もつくり炭も自分で用意し、努力して今日の基盤を築いてきておることも事実です。したがって、開銀がとかくいなかへ行つてお高くとまつて、火種も炭も供給しない、ぶうぶう文句だけ言つておるといふような姿勢は絶対あつてはいけなかつたと思ひますし、そういう点においては、今後とも地方産業、地域産業の育成ということについては特別に大きな前向きな情熱を持つて取り組んでいただきたいと思ひついで。

次に都市再開発の問題にちよつと触れてみたいと思ひついで。すけれども、總裁のほうで都市再開発に対する融資について全国的な例があつたら、その代表的なものを二、三具体的にあげていただきたいと思ひます。

○石原説明員 大都市再開発という問題は、いま必ずしも大都市ばかりでなくて、中核都市を含んでおりますが、この仕事はやや体をなしましたのは四十二、三年からだと思ひます。これは何と申しましても東京でありまして大阪でありますとか、そういうような大きな都市の交通問題、流通問題というものが中心でございまして、これに年々相当に伸びてきておるわけでありついで。四十二年度二百二十億でございまして、四十五年度には四百五十億というように、これも非常にふえてきておるわけでありついで。ただ、奥田委員お尋ねになつておられますのは、全体の話と申しますよりは、こういうような大都市

のほんとうの過密地域におきます交通問題、流通問題ということばかりではなくて、地方の中核都市と申しますか、各地域におきます中心都市の都市機能を整備するという問題もございまして、これは私もお手伝いをいたしておるわけでありついで。

じゃ、大体いままでどういふものをつやつてまいったかというのを申し上げますと、一つはバスターミナルでございまして。これは地方開発資金の中で大体まかなつておるものを申し上げておるわけでありついで。バスターミナル、これが九州に二件、それから中部一件、それから防災街区といふものがございまして、これは防災街区といふものを指定いたしまして、その中におきます都市再開発の都市再改造のもの、これが北陸におきまして一件、空港のターミナルがございまして。飛行機の発着いたしまして空港のターミナルでございまして、これが九州に四件、それから中国に一件、民衆駅といふものがありまして、駅を改造いたしまして、鉄道の駅とそれ以外の民間施設と一緒にいたしまして民衆駅、これが北陸に一件、中国に一件、九州に一件、それからこれは近畿であります。近畿の整備地域に一件、以上のようなものが主たるものであります。これは、近年地方中核都市の整備といふことが問題になりまして、だんだん私どものほうにお話のございまして、件数もふえております。おそろく四十五年度には相当各地域にわたつて、こういう都市再改造あるいは再開発といふようなものの計画を実施いたすことに相なるものと実は考へております。

○奥田委員 まことに話が小さくなつて恐縮でございまして、金沢は御承知のように非戦災都市であります。京都、奈良と並んで、いわば非戦災都市であつたといふことにおいて、むしろ今日のモータリゼーションの中で非常に都市開発が立ちあぐれておる、そういうことは御理解願へると思ひついで。そういう形の中で、いま總裁が言われました防災街区の問題についても、現在金沢の中心部で

ある香林坊がその対象になつてくると思ひます。また金沢駅なども高架立体交差の問題で現在非常に大きく悩んでおるわけでありついで。そういう意味で、こういう非戦災都市であつた地域の開発がおかれておる、その点を今後とも考慮していただきたいと思ひます。特殊ケースでございましてけれども、ひとつ前向きに取り組んでいただきたいと思ひます。

それで、時間もないうえです。ただ最後にちよつとつけ加えておくわけですけれども、次官にお願ひいたしますが、地方開発に關して農政が非常に今日転機に立つております。北陸の単作農家についてはいろいろの意味で前途の不安と同時に、今後豊かな農村づくりといふものは結局工業とのタイアップ、農工一体の形で、安定した収入といふものをいふ農村地区に引つづけてきた工業との協力体制によつて得ていかなければいかぬといふ形がいま非常に強いわけである。そういう意味で、地域開発資金の実施にあつては、こういう農工一体といふ形の施策推進にあつては型にとらわれないで、北海道東北開発公庫をまた引き合ひに出すようですけれども、こういう柔軟なきめのこまかい融資の運用方針で地域産業の育成に当たつていただきたいと思ひついで。それについて政務次官に一言お願ひします。

○中川政府委員 実は日本の農政が大問題になつております。昨年ヨーロッパのEEC諸国を見てまいりましたが、ヨーロッパも過剰生産の問題と、もう一つは農家所得の他産業との格差といふ、日本と同じ問題があります。マンズホルトといふEECの農業の専門家が、日本の総合農政に似た、間引きを中心としたプランを持っております。その中で感心いたしましたのが西ドイツのとつておる政策でありまして、それは、間引きをするよりは工業を農村に持つてくる、そうして農業以外の所得を与へるということを積極的にやつておるわけでありついで。それには二つの施策が必要でありまして、一つは道路を整備する。地方でも工場が成り立つ環境をつくるということが必要で

あり、工場を持つてくるについての援助を政府が積極的にやる。この二本立てで西ドイツの農政転換をはかろうとしたしてございまして、非常に参考になつたわけでありついで。

日本の場合でも、農村から農家を間引くといふよりは、できるならば農村に工業を持つていつて、在村のまま働ける。これがまた、先ほど言つた日本の過疎、過密なり、産業配置の適正化といふことからきわめていい政策ではないかといふこととございまして、党の政調会においても、前の根本さんは非常に御熱心でございまして、まだ党の成案を得ておりませんが、党とも今後この問題について前向きで考えなければならぬまい。まだ大蔵省としてはつきりした態度はきめておりませんが、今後の大きな課題である。現在として、四十五年度の貸し付けワク五百二十億がありついで。また大都市再開発の融資ワクもありついで。その中でそういう方向に沿つた配分をやつて、とりあえずはそういう方向でいきますが、将来の問題としては、これは大きな課題として御協力をいただかなければならぬのではないかと、このように考へておるわけでございます。

○奥田委員 いろいろ質問いたしましたがけれども、情報産業をナショナルプロジェクトとして推進してまうといふこと、地方産業の育成強化がすなわち地域開発であるといふ形の基本姿勢をもつて、今後前向きに取り組んでいただきたいと思ひます。

これをもつて私の質問を終わります。

○毛利委員 長 広瀬秀吉君。○広瀬(秀)委員 開銀の政策課題が、三十年代の前半では基幹産業の強化育成といふこと、後半あたりから産業構造の高度化、国際収支というように変化をし、さらに産業間、地域間の均衡ある発展あるいはまた技術開発といふような立場で、徐々に、経済発展の段階に應じて政策課題も変わつてきておる。それに即応しつて今日までできたといふことになつておるわけでありついで。さらに最近では大都市再開発、地方開発といふような課題

を含めて運用されてきている。そうしますと、どうしてもやはり、本法案の冒頭にわが党の阿部委員の質問に対して、経済の再建という問題は、政務次官のお答えでも、これはもう終わっていることになってきている、こういうようになっていくわけであります。

産業の開発というのは、これはまあ永遠の課題であるかもしれない。そういう意味では残っておるわけでありすが、今日この政策課題が、そういう開銀法をつくった当時とはかなり事情が変わっていることはだれしも認めておるはずであります。そういう中で、最近の大都市再開発であるとかあるいは地方開発、あるいは流通近代化、あるいは産業公害の問題というものは、むしろ経済の開発、産業の発展というよりなことは、佐藤総理がよく言う、いわゆる経済の発展だけではいけないんだ、社会開発ということに重点を置かなければならぬし、七〇年代の課題はむしろそういう面だ、こういうことになれば、これはやはり開銀法そのものを基本的に改正をして、新しいものにつくりかえていく、新しい政策課題を支援なく、何の抵抗もなしにやれるようなものにつくりかえていく時期にきているだろう、私はこういうふうに思うわけです。

そこで、これについての考え方を開きしたいし、また与党の一部にも、これは昨日の毎日新聞に出ておるわけでありすが、社会開発銀行、その場合には、開銀銀行の立場は、経済、産業開発というように比較的狭くシビアに限定をする、こういうような意向だろと思うわけでありすが、社会開発銀行というようにものにして、大都市再開発であるとか、あるいは流通の近代化であるとか、産業公害に対する政策金融をやるとか、そういう問題は新しくそういうものをつくらせてやたらだろ、こういう有力な試みもなされていくようでありすが、こういうようなものを踏まえて、この問題について銀行局としてはどうお考えになるか。

また総裁も、法律第一条なりあるいは定款なり

に定めたものから現在年々運用方針がきまり、運用計画が立てられている、そういうようなものがどんどん歩幅が広められていく、新しい政策課題によってやっていくというところは、どうも違和感があるのではないかと時代になっておるだろうと思うのでありますが、そういうことを踏まえて、開銀総裁としての立場で、どうあるべきか、開銀法の基本にさかのぼって、もう一べんこの根本的な法改正というものをやるべきではないかというように私も考えるのですが、総裁の御意見も同時に承っておきたいと思ひます。

○近藤政府委員　ただいまいろいろ貴重な御意見を承らしていただきましたが、先般の当委員会における御議論等をも参考にいたしまして、一つの研究課題として私どもも考えてまいりたいと思っております。ただ、現在におきましてのいままでの考え方といたしましては、法の許す範囲内におきまして、開銀の融資内容につきましまして、時々刻々に実質を新しくしていくことによつて時勢の変化に順応してまいりたいところ、それによつてあまり大きな支障は出ておらないというふうな考え方でありまして、先ほどの御意見並びに当委員会におけるいろいろな御議論等も参考にいたしまして、また、金融制度調査会が一般金融機関に対する議論をいたします際に、当然政府関係機関についての議論も出てまいりますので、それらをも今後参考にいたしまして、重要な研究課題として研究をいたしたい、かように考えております。

○石原説明員　銀行局長からお答えをいただいたことで十分かと思ひますが、一言つけ加えて申し上げておきますと、法律の条文のことばの解釈はいろいろあるかと思ひますので、これは政府でおきめになることだと思ひますのでありますが、一つの感じを申し上げますと、産業というのは、先ほど来御議論になりましたような公害でありますとか、あるいは社会開発でありますとか、そういうようなことを離れては運営できない

状態になってきていると思ひます。産業そのものがそういうものの考え方、そういう施設、そういう設備というものをやりながら進んでいくということが最近明らかになりつつあり、これからのいよいよ明らかになるかと思ひます。したがって、まして、産業というものの、ただものをつくりだしているというだけではなくて、ものをつくりながら世の中のためになるような形でものをつくっていく、こういうことが一つの方向となつてきておると思ひます。したがって、産業というものは、もう狭義に考えないで、産業開発、社会開発というものは別のものではないかと思ひます。両者が非常に密接にくっついて、両者がうまくかみ合つていかなければならぬと思ひます。

問題はどういうように整理されるおつもりか、この点を次官からひとつ政策判断としてお聞きしたいと思います。

○中川政府委員　その御議論は政治的にもう当然なされていく重要なことだろうと私も思ひます。御指摘がありましたように、二十年前にできて、しかも何にもない虚虚と化した日本を何とか開発しなければならぬ、戦後の復興に持つていかなければならぬというところでできた法律であります。ところが、二十年たちまして情勢が一変をいたしました、しかも社会開発ないしは公害、都市開発、当時とは全然違つた方向になつてきておるわけであります。

○広瀬(秀)委員　現在までのところ、別に法改正を行なわなくても運用の中で支障なく大体やっていけるという感触のお答えがあつたわけでありすが、先ほど申し上げたように、与党の中にもそういう有力な意見が台頭して、社会開発銀行をも一つつくるか、こういうような意見も出ておるという場合に、二十年前の法文そのままでこの運用の万全を期していきけるかどうか。これはまあ関係づけられれば、法律に書いてある文にあらわれない、それに開連がつけれないというものでもないと思ひます。経済社会開発というものは、これ自体としても一つの熟語みたいになつていくわけですが、しかし与党の内部にすらそういう意見が出てくるというところは、いままでの開銀銀行の任務というものとそういうものとはもう分離したほうがいい、そしてそれぞれ十分な政策金融課題に対応する金融をやっていくべきだということにもなつていくということでございますから、そこらの問

そこで、四十五年度の開銀ワクの内部についてもそれぞれ見ていただきますと、エネルギーも大事であります、九%の伸び、あるいは海運については五・一%、それに比べて地方開発にいままでかつて見なかつた増額、大都市開発については三六・四になり、電算機については六六、国産技術振興については三六%、公害については二五%、実質的には法律は変わっておりませんけれども、それぞれそういう手当てをしておることは事実であります。でありますから、こういうことでカバールできるではないかといった考え方、先ほど開銀の総裁が言つた考え方でもやれないとは思ひませんが、できるならば、こういう時代であるから、社会開発銀行——名は体をあらわすといひますか、名と体と一体としたものにすべきだといひ議論が出てくるのは当然だと思ひます。われわれも今後こういうことについては謙虚に耳を傾けて、前向きで検討していくべきだろうと思ひます。

○広瀬(秀)委員　私は、そういう新しい社会開発銀行というようにものをまた開銀のほかにつくるといふことにはいまのところ反対なんです。そのかわり、やはり開銀銀行そのものを充実させ、新しい時代に対応したものにつくり変えていくというところ、ほうがばくばくはいいような気がするもの

ならないだろうと思うわけなんです。そういう現状から見ても、沖縄には見るべき産業も見えない。経済の発展というの本土のようにない。そういう中で沖縄の産業というのに対して、これは国をあげての開発援助の措置というものを強力に進めていかなければならないわけでございます。しかも沖縄の地場資本というものは、これもまた非常に貧弱なものがある。こういうようなことを踏まえて沖縄に対する特に産業の開発、社会開発を含めて、政府の立場でそういうものをどういうように発展させていくつもりなのかどうか。この点をまずお伺いしたいと思うわけなんです。

○近藤政府委員 これはやや釈迦に説法でございますが、沖縄地域につきましては、以前の施策といましては、御承知のように四十三年の七月の沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法というものによりまして、財政資金をもって沖縄政府に対する融資を行なうという方針が定められました。これに基づきまして四十四年度は四十五億、四十五年度は五十一億円の財政資金が琉球政府に貸し付けられておるわけでございます。琉球政府はこの資金を産業投資特別会計を通じて産業開発、農林漁業の振興あるいは住宅建設というこのために融資をしておるわけでございまして、開発銀行の場合には、復旧前におきましては、これと重複をして開発銀行の融資を直接琉球に出すということは考えられておらないわけでございます。

それから復旧、返還後の開発資金でございますが、これをどのようにいたすかはまだいろいろと研究課題が残っております。沖縄地方におきまする現在の政府機関でございます大衆金融公庫、それから農林中央金庫、琉球開発金融公社、これらの活動状況であるとかあるいはまた将来のそれらの再建統合の見通しであるとか、それからまた、財政資金の投入を特に必要とする分野がどういうところであり、また、これに対応いたします現在の本土の政府金融機関の位置づけがそれぞれどういうことに相なるか、それらの金を総合的に勘案いたしまして開発銀行の位置づけというものをきめてまいらなければならぬというふうに考えておるわけでございまして。

○加藤(泰)政府委員 いま銀行局長からお話がございまして、私によつと補足させていただきます。

と申しますのは、去年の十二月の臨時国会において、沖縄にお米を売り渡しまして、その代金を積み立てて貸し付けをするという関係の法律が可決されました。現在、この三月の二十五日でしたか、鹿児島から第一便が出ております。したがって、三万トンの米の代金を積み立てまして、約二十億くらいになるかと思っておりますけれども、その資金を産業基盤、特に農業基盤あるいは畜産の振興等の資金に活用してまいりたいと思っております。この資金は、二十年間の貸し付けということになっておりますが、利子は無利子、据置き期間が三カ年という状況でございます。

○広瀬委員 かつてのガリオア、エロアなど、われわれがその資金を利用して産投会計をつくったというように、米の援助を通じてやるといふようなことを聞いておるわけでありまして、しかしその程度のことでは沖縄の産業経済が本土並みに、七二年までということではなかなかできないにしても、できるだけ早い機会に産業経済の開発というものは急テンポで進まなければならぬだろうと思つております。すでに四分の一世紀にわたる異民族支配の中で非常に苦勞をしてきた沖縄に對して、本土側としてやるべきことは非常に多いだろうと思つております。もう連日新聞にも出ております。琉球政府本土企業誘致に本腰、条例を設け、税優遇、あるいは沖縄に電力設備が必要だということでも国会からも調査団の派遣をされました。それから沖縄に自由貿易地帯をつくるというふうな構想もあるようでありますが、通産省としては沖縄経済振興法というふうなものも考えておるといふこと、さらに運輸省では観光、港湾に力点を置いて

た開発も考えなければならぬというふうなことも考えておるようであります。また、すでに民間の十社が沖縄への企業進出に名のりをあげたというふうなことが伝えられたり、しかも沖縄の工業開発立地条件はきわめて有望だというふうな記事なども出たりしておるわけです。

こういう中で、この開発銀行が、それぞれ政府ベイスで産投特別会計というふうな形のものがないにしても、それが今度は七二年を迎えれば、本土とそういう問題が一体化するわけだと思つて、二十億とか何十億とかいうようなそんな程度のもので開発がされることではないだろうと思つて、それから、そういうことで産投会計も本土と一体になるわけですから、取り込まれてくるのではないかと予想されるわけですが、そういう民間ベイスでのいろいろな企業の進出、経済の開発、産業の開発というものを——これは外務省が、どなたか来ていますね。外務省にちよつとお伺いしたいのですが、七〇年から七二年返還までの間に、わが国独自の立場でやるというわけにはなかなかない、これは当然外交交渉の問題の領域でもあろうかと思つておるのですが、そういう問題について、先ほどから私が申し上げているように、本土復旧七二年という、何月になるかわからないにしても、それがもう動かない事実だとするならば、その間にやはり産業の開発、経済の発展というふうなものを期していく施策をどんどんやり進める必要があると思つておる。そういう問題点について、準備委員会でもきた段階でございまして、まだ明確なものが出ないにしても、そういうことは外交交渉の中でかなりの程度進展させ得るやり方というものはできるのだ、こういう点についてお伺いをしたいわけですが、いかがでござい

ますか。

○千葉説明員 お答え申し上げます。

ただいま御指摘の沖縄の産業振興政策と申しますものは、復旧を待たずして、なるべく早く豊かな沖縄県の基礎をつくるために遂行しなければならぬということ、まことに私もそう思つておるわけでございます。これにつきましては、御指摘のとおりいまだに施政権がアメリカ側にございまして、わが国独自でやり得る面はまたおのずと局限されてきているわけでございます。しかしながら、いろいろとそういうたような政策立案及びその実施に向かつての諸調査等は、すでに現にわがほうで行なつておることは御承知のとおりでございます。米側ともいろいろと非公式には言ひ過ぎでございますが、それについて米側としては非公式に申しております。正式の外交交渉におきましてこれらの施策あるいは調査等が問題になるという場合は、それは米国の施政権に属する、直接触れる、ないし間接に触れる、いろいろあります。次にくる、そういう場面であらうかと思つておる。次に同じくそういう事態が想定されますのは、返還協定の締結交渉にあつたことかと思つておる。それらにつきましては、とりあえずはいまだそういうことにならぬであらうという見通しは立つておりません次第でございます。

なお、御指摘の準備委員会におきましては、現地にございましてこれらの問題に關して、日米間の協議及び調整を行なうための機関でございまして、これに琉球政府の行政主席が顧問という形で出しておりますが、全面的に行政主席の発言を尊重いたすという方針でございまして、それらを通じて、現地において調整できますものはそこでやつてまいりたい、こう思つておるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 通産省にお伺い申し上げます。通産省としては、この七二年返還に向けて、いま外務省から御答弁があつたわけですが、若干の制約はあるにしても、この期間は非常に重大な期間だし、その中で地場産業を振興させる、地場資本による経済開発というものを、本土資本との円満な提携というふうな形を通じたり、いろいろ

ておるわけでございます。昨年と比べてことしは約十億ですか伸ばしたというようなことで、そういう需要に対処するかまえを見せたものだろうと思うのです。したがっていま言ったような、油

繩が、そのくらい金では外資が飛び込んできて、租界地をみたいになつたということではたいへんでありますから、せつかくそういった制度もありますので、この制度の活用によつてそういった心配がないようにしたい。かたがた、またせつかくの御主張でもありますから、開港銀行をもつてして補完したほうがいいというふうな結論でも得られますれば、そういった気がまえも必要ではないかと思いますが、この点については政府見解としては、目下のところは特別立法によつてやるということになっておりますので、その辺で前向きに進ましていただき、それでもなおというときにはまた、こちらのほうについても、総理府等とよく検討して、広瀬委員の御心配のないような方向で検討させていただきたい、このように思います。

○広瀬(秀)委員　たいへんまだ消極的な立場から抜け切っていないわけですが、先ほど通産省も、沖縄の経済振興法ですか、産業振興法ですか、こういうものをつくられるという。今日まで内地において新産業都市だとかあるいは工業整備特別地域だとか、そういうものを法律によつてどんどんつくつてきた。これと同じような性格になるだろうと思うのです。産業振興法というふうなものが通産省でも考えられる。これは地域が沖縄に限定されるわけですが、そういうふうなものに對して、いままでいろいろな法律に従つて、各省とも緊密な連携をとりながら地方開発の融資を行なつてきた。これと同じような形で、もっと積極性を持った立場で——これは開銀だけではもちろん事は済みません。政府ベースでの援助の総額もどんどん上げていくということ、やはり開銀が政策課題に対する融資を行なうという立場から、これはもっと積極性を持つてやらなければいけないことなんだ、こういう気持ちに当然なつてもらいたい。そういうことを私強く要望しておきたいと思うのです。

時間ありませんから、きょうはこれで終わります。

○毛利委員長　これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

次回は、明四月一日水曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十四分散会

昭和四十五年四月八日印刷

昭和四十五年四月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局